

# 平成25年度 富山県介護支援専門員実務研修受講試験 実施要項

**試験日 平成25年10月13日（日）**

**受付期間 平成25年 6 月17日（月）  
から  
平成25年 7 月 5 日（金）  
まで**

《本要項を熟読し、内容を承知の上、受験申し込みを行なってください。》

この冊子には、下記のものが入添付されています。  
不足がないか確認してください。

- \* 試験申込書類送付用封筒
- \* 受験票送付用封筒
- \* 受験手数料専用払込取扱票（2連式）

●.....●  
**社会福祉法人富山県社会福祉協議会 富山県福祉カレッジ**

住所 〒930-0094 富山市安住町5番 21 号  
電話 076-432-6560

※お問い合わせは、平日（月～金）の 9 時～17 時  
の間をお願いします。

●.....●

# 目 次

<b>I</b>	<b>試験の概要</b>	
1	試験日	1
2	試験時間	1
3	試験会場	1
4	申込受付期間及び方法	1
5	受験手数料	1
6	受験票の送付	2
7	合格発表（試験結果発表）	2
8	試験結果の開示	2
9	合格の取り消し等	3
10	個人情報の取り扱いについて	3
11	その他	3
12	試験に関する問い合わせ先	3
<b>II</b>	<b>受験申込までの手順</b>	4
<b>III</b>	<b>受験資格</b>	
1	対象者	5
2	欠格事由	6
<b>IV</b>	<b>受験コード</b>	
1	業態種別コード	7
2	受験資格コード（国家資格コード含む）	8
3	実務経験期間算定の具体例	20
<b>V</b>	<b>試験の実施方法</b>	
1	試験内容及び出題範囲	21
2	出題方式及び出題数等	21
3	解答免除	22
4	採点方法	22
	試験問題出題範囲及び解答免除の範囲	23
<b>VI</b>	<b>出願書類等について</b>	
1	必ず提出する書類	34
2	受験資格に関する証明書等	36
3	実務経験（見込）証明書の内容確認に必要な添付書類	37
4	「受験申込書」（様式第1号）記入上の注意事項	38
5	「実務経験証明書」（様式第2号）記入上の注意事項	40
<b>VII</b>	<b>受験上の注意</b>	45
<b>VIII</b>	<b>受験資格等質疑応答集</b>	46
<b>IX</b>	<b>実務研修の概要</b>	51
<b>X</b>	<b>申請書等様式</b>	52

# I 試験の概要

## 1 試験日

平成25年10月13日（日）

## 2 試験時間

午前10時 から 正午 まで

※ 試験終了時刻は、解答免除の有無・解答免除区分により異なります。（P22 参照）

・ 会場入室時間 午前8時30分～9時30分

## 3 試験会場（予定）

高岡テクノドーム	高岡市二塚322番5
富山県総合福祉会館（サンシップとやま）	富山市安住町5番21号
富山県民会館	富山市新総曲輪4番18号
ボルファートとやま	富山市奥田新町8番1号

※ 受験者が試験会場を選ぶことはできません。

試験会場は、各受験者に対し受験票で通知します。（試験会場案内図 裏表紙）

## 4 申込受付期間及び方法

### （1）申込受付期間

平成25年6月17日（月）～7月5日（金）

### （2）申込方法

郵送の場合 …受験申込専用封筒を使用し、必ず郵便局の窓口で簡易書留にて送付

※ 締切日（平成25年7月5日（金））までの消印のあるものは受け付けますが、その後（7月6日以降）のものは一切受け付けません。

持参の場合 …下記受付時間及び場所にて受け付けます。

受付時間：8時30分から17時15分まで

（日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。）

受付場所：県総合福祉会館2階（富山市安住町5番21号）

社会福祉法人富山県社会福祉協議会 富山県福祉カレッジ  
（以下 福祉カレッジ）

※ なお、受理した受験申込書等の提出書類は一切返却いたしません。

## 5 受験手数料

受験手数料 7,000円

## (1) 払込方法等

申込受付期限の平成 25 年 7 月 5 日（金）までに、本要項に添付されている専用払込取扱票を使用し、ゆうちょ銀行又は郵便局から払い込んでください。

払い込み後、日附印欄に振替日付等が押印又は印字された「振替払込請求書兼受領証」（原本）又は現金自動預払機から出てきた「ご利用明細票（振替受付票）」（原本）を受験申込書（様式第 1 号）裏面の所定の場所に貼付してください。

※ 各自払い込み後の「振替払込請求書兼受領証」（原本）又は「ご利用明細票（振替受付票）」（原本）の写しをとり、それを本人控えとしてください。

### 【注意】

- ① 払込手数料は、本人負担となります。
- ② 「受験申込書」受理後は、受験手数料は返還しません。よって、当日試験を欠席する場合であっても、受験手数料は返還できません。  
ただし、下記（ア）～（ウ）の場合に限り返還します。この場合の返還額は、受験手数料から手数料返還及び受験申込書類返送にかかる費用を差し引いた額となります。

#### <返還が可能な場合>

- （ア）払込後、受験申込書類を提出しなかった場合
- （イ）手違い等により、重複して払い込んでしまった場合
- （ウ）受験資格審査不通過の場合

※ （ア）（イ）の場合は返還手続きの際に「振替払込請求書兼受領証」（原本）又は「ご利用明細票（振替受付票）」（原本）の提出が必要ですので、大切に保管してください。

万が一紛失等の場合は返還できないことがあります。

## 6 受験票の送付

受験資格審査通過者に対し、平成 25 年 9 月 27 日（金）までに発送する予定です。

受験票が平成 25 年 10 月 3 日（木）までに届かない場合は、福祉カレッジまでお問い合わせください。（電話：076-432-6560）

- ① 受験票が届いたら、必ず解答免除区分等の内容を確認してください。
- ② 試験当日、受験票を持参してください。
- ③ 受験票を持参していない方は原則受験できません。

## 7 合格発表（試験結果発表）

平成 25 年 12 月 10 日（火）

合否通知を受験者あてに送付するとともに、県庁正面の掲示板に合格者受験番号を掲示します。

また、県社会福祉協議会及び県高齢福祉課のホームページにおいて合格者受験番号を掲載します。

※ 採点及び設問の内容等に関する照会には一切応じられませんので、ご了承ください。

## 8 試験結果の開示

### (1) 期間

平成 25 年 12 月 10 日（火）～平成 26 年 1 月 8 日（水）

※ ただし、土曜日、日曜日、祝日及び 12 月 30 日から 1 月 3 日を除く

## (2) 時間

8時30分 から17時まで（※ただし、合格発表日は9時から）

## (3) 請求者及び請求方法等

- 1 請求者 受験者本人のみ
- 2 請求方法 受験者本人が口頭により福祉カレッジで開示請求を行う  
※郵送、電話、ファクシミリ又は電子メール等による請求は認めません。
- 3 開示内容 受験者本人の総合得点及び分野別得点の写しの閲覧
- 4 必要書類 受験票又は受験者本人であることを証明するもの（運転免許証、旅券等）

## 9 合格の取り消し等

不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止します（介護保険法第69条の31第1項）。

## 10 個人情報の取り扱いについて

平成25年度富山県介護支援専門員実務研修受講試験の「受験申込書」「実務経験証明書」等及び各添付書類に記載された県社会福祉協議会が取得した個人情報は、県社会福祉協議会の個人情報保護に関する方針及び個人情報保護規程に基づき、適正に管理を行います。

取得した個人情報は、介護支援専門員の試験事務及び研修事務の適切な実施・運営以外の目的に利用することはありません。

また、介護保険法に基づく介護支援専門員実務研修受講試験等各種事務手続きに必要な個人情報を、富山県の求めに応じ提供する場合があります。

## 11 その他

### (1) 身体障害者等に対する受験の特別措置について（該当者のみ）

身体に障害等のある受験者には、受験者からの希望により障害の種類及び程度に応じて特別の措置を行います。

希望がある場合は、後日様式を送付しますので、福祉カレッジまで連絡してください。

### (2) 受験申込後に氏名、住所等を変更した場合について

受験票等郵便物の未着を防ぐために、転居等の際には、最寄りの郵便局に「転居届」を必ず提出してください。

なお、申込み後の「氏名」「住所」等の変更した内容については、試験会場にて変更内容を届け出てください。届け出方法は、試験当日会場で案内します。

## 12 試験に関する問い合わせ先

社会福祉法人富山社会福祉協議会 富山県福祉カレッジ

富山市安住町5番21号 県総合福祉会館2階

電話 076-432-6560

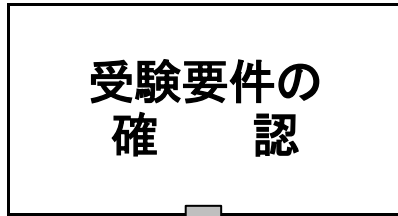
試験前日・当日、試験本部に緊急連絡が必要な場合は下記の電話番号を使用してください（平成25年10月12日（土）、13日（日）のみ使用）。

福祉カレッジ TEL：090-1634-3856

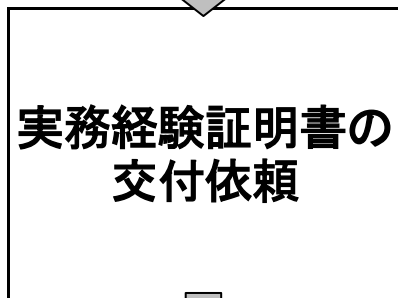
試験会場への電話等は相手方の迷惑となるので絶対しないでください。

## Ⅱ 受験申込までの手順

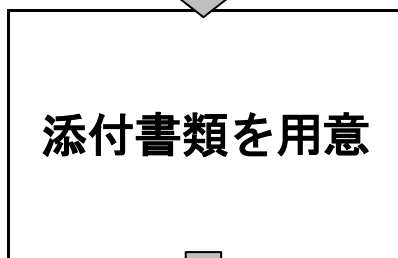
実施要項を確認し、申込書の記入漏れ・必要書類の不足等がないように手続きしてください。



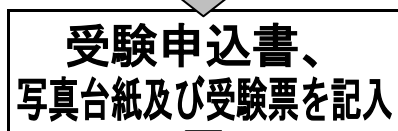
- ①富山県での受験資格がありますか。(P5 参照)
- ②(a)業務内容や職種が要件に該当しているか、(b)関連資格取得又は研修等を修了し、(c)従事期間、日数が条件を満たしているかを確認してください。受験要件は試験前日の平成 25 年 10 月 12 日までに満たせば受験できます。(P5～P19 参照)



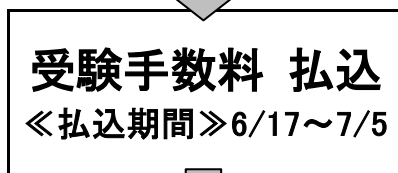
- ①勤務先(又は勤務していた)施設、事業所に実務経験証明書(様式第 2 号)の交付を依頼してください。
  - ②交付を受けた証明内容に記載漏れがないか、受験要件に該当しているか、改めて確認してください。
- ※昨年度に続き本年度も富山県での受験を希望する方は、昨年度の受験票(原本)または試験結果通知書(原本)の提出により、実務経験証明書の提出が省略できます。(P35 参照)



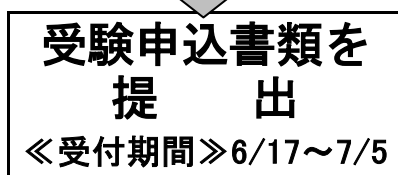
- ①受験要件に関係する資格、研修等の証明書類の写しを用意してください。(P36～P37 参照)
- 該当要件により添付書類が異なるので注意してください。
- ②受験申込書と免許証等の氏名が異なる場合は、戸籍抄本等同一人物であることを証明できる書類を添付してください。(P36 参照)



- ①受験申込書(様式第 1 号)、写真台紙及び受験票(様式第 4 号)を記入・作成してください。
- ②写真台紙には受験者本人の写真を貼付してください。



- ①受験申込書類が整った段階で、本要項に添付の専用払込取扱票で、ゆうちょ銀行又は郵便局から受験手数料(7,000 円)を払い込んでください。
- ②期間内に払い込みできなかった場合は受け付けません。



- ①受験申込書、写真台紙及び受験票、受験票送付用封筒(80 円切手貼付)、実務経験(見込)証明書、及び添付書類がそろっているか確認の上、提出用封筒を使用し提出してください。
- ②郵送の場合は必ず簡易書留で送付してください。

**申込期限：平成 25 年 7 月 5 日(金) 当日消印有効**

※申込期限までの消印のあるものは受け付けますが、その後のものは一切受け付けません。

# Ⅲ 受験資格

## 1 対象者

下記（１）と（２）の要件を満たす必要があります。

### （１）勤務先等が富山県内にあること

- ① 申込日現在、受験資格に該当する業務に従事している場合、その勤務地が富山県内にある者
- ② 申込日現在、受験資格に該当する業務に従事していない場合は、住所地が富山県内にある者

申込日現在の状況	勤務地	住所地	受験地
受験資格に該当する業務に従事している	富山県	富山県	富山県
		他都道府県	
	他都道府県	富山県	他都道府県
		他都道府県	
受験資格に該当する業務に従事していない	/	富山県	富山県
		他都道府県	他都道府県

### （２）対象となる資格及び業務で一定の実務経験を満たすこと（下表）（試験前日までに満たしていることが必要）、かつ、要援護者に対する直接的な対人援助業務が本来業務として明確に位置づけられていること

受験資格区分（資格・業務内容等）		必要な実務経験
A	別表 1（P8）に定める国家資格等に基づき当該資格に係る業務に従事する者	<b>A、B及びCの期間が通算して5年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が900日以上であること</b>  <b>【注意事項】</b> ・ Aに該当する者の当該業務従事期間は、当該資格の登録日以降の期間であること。 ・ Aの資格を有しているものの、要援護者に対する直接的な対人援助ではない業務（教育業務、研究業務、営業、事務等）を行っている場合は、実務経験には含まれない。
B	別表 2（P8～P15）に定める相談援助業務に従事する者	
C	別表 3（P16～P18）に定める介護等の業務に従事する者であって、試験日の前日までに以下の①から④のいずれかを満たしている者（P14～P15 参照） ①社会福祉主事任用資格を取得した者 ②介護職員初任者研修課程若しくは実務者研修又はこれらに相当する研修（社会福祉施設長資格認定講習会等）を修了した者* ③Aの国家資格を取得した者 ④別表 2 の①又は②に掲げる相談援助業務従事者として1年以上勤務したこと	
D	別表 3（P16～P18）に定める介護等の業務に従事する者であって上記Cに該当しない者	

※すでに「訪問介護員に関する1級・2級課程」及び「介護職員基礎研修課程」を修了している者はすべて、「介護職員初任者研修課程」の修了者とみなされます。

## 【注意】

対象者の具体的な判断については、「1 対象者」に列挙されたものであって、かつ、要援護者に対する対人の直接的な援助が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることを必要とするため、当該資格等を有しながら、要援護者に対する対人の直接的な援助ではない業務（教育業務、研究業務、営業、事務等）を行っているような期間は実務経験に含まれません。なお、不明確な場合は福祉カレッジまでお問い合わせください。

例：薬剤師が調剤業務のみ、栄養士が献立の作成業務のみをしている場合、看護師が養成機関で教育にあたる場合などは実務経験期間には含まれません。

### （3）実務経験の算定についての注意点

- ① 対象者の実務経験の確認方法については、実務経験証明書により確認します。
- ② 病休、育休等の休職期間は実務経験従事期間には含まれません。
- ③ 実務経験の日数換算については、1日の勤務時間が短い場合であっても、1日勤務したものとみなします。
- ④ 受験申込の時点において実務経験が不足している場合であっても、試験前日までにそれを満たすことができれば、受験可能です。

この場合は、申込時点では「実務経験見込証明書」（様式第2号-②）を提出し、基準を満たした時点で、確定した「実務経験証明書」（様式第2号-①）を平成25年10月23日（水）（試験実施後10日以内）までに改めて提出してください。

「実務経験証明書」（様式第2号-①）が期限までに提出されない場合は、結果に関わらず試験を受けなかったものとして取り扱います。

- ⑤ 施設、事業所等の廃業及び統廃合等により、実務経験証明書の発行が困難な場合については、給与明細書、雇用契約書、受験年度以前に作成された実務経験証明書及び受験年度以前の受験票等により、実務経験の有無を確認します。

## 2 欠格事由

以下の事項に該当する方については、試験に合格し、介護支援専門員実務研修を修了しても、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第69条の2に定める登録を受けることができないので、留意してください。

- ア. 成年被後見人又は被保佐人
- イ. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ. この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- エ. 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- オ. 法第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に法第69条の6第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
- カ. 法第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者
- キ. 法第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。）であって、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しない者



## IV 受験コード

### 1 業態種別コード

#### 高齢者福祉・介護保険関係機関

1	特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）
2	養護老人ホーム
3	軽費老人ホーム、有料老人ホーム
4	老人福祉センター
5	介護老人保健施設
6	老人デイサービスセンター、デイサービス事業を行う施設
7	老人短期入所施設
8	訪問介護事業所（ヘルパーステーション）
9	地域包括支援センター、在宅介護支援センター
10	訪問看護ステーション
11	その他介護サービス関係事業者 （上記以外の指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者等）

#### 医療等関係機関

12	病院（13～16を除く）
13	療養病床を有する病院
14	老人性認知症疾患療養病棟を有する病院
15	特例許可老人病院（16を除く）
16	介護力強化病棟を有する病院
17	診療所（18を除く）
18	療養病床を有する診療所
19	歯科診療所
20	調剤薬局
21	接骨院・鍼灸院・指圧院

#### 行政機関・社会福祉協議会

22	県厚生センター
23	福祉事務所
24	児童相談所
25	市町村・市町村出先機関（保健センター等）
26	特別地方公共団体（一部事務組合等）
27	社会福祉協議会

#### その他

28	障害者関係機関・施設
29	児童関係機関・施設
30	その他

## 2 受験資格コード

**別表1 国家資格等に基づき当該資格に係る業務に従事する者**

国家資格コード	区 分	国家資格コード	区 分
101	医師	112	きゅう師
102	歯科医師	113	栄養士（管理栄養士含む）
103	薬剤師	114	義肢装具士
104	保健師	115	言語聴覚士
105	助産師	116	歯科衛生士
106	看護師	117	視能訓練士
107	准看護師	118	柔道整復師
108	理学療法士	119	社会福祉士
109	作業療法士	120	介護福祉士
110	あん摩マッサージ指圧師	121	精神保健福祉士
111	はり師		

**【注意】**

- ① 上記の国家資格等のコードで受験する場合、算定できる当該業務従事期間は、当該資格の登録日以降の期間です。
- ② 業務については、要援護者に対する直接的な対人援助業務が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることが必要です。  
上記の国家資格を有していても、要援護者に対する直接的な対人援助でない教育業務、研究業務、営業、事務等を行っている期間は、実務経験には含まれません。

**別表2 相談援助業務に従事する者**

**①施設等において必置とされている相談援助業務に従事する者**

コード	区 分
201	主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設、主として肢体不自由のある児童及び主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第49条第1項、第58条第3項及び第6項に規定する <b>児童指導員及び児童発達支援管理責任者</b>
202	<b>身体障害者更生相談所</b> にあっては、「身体障害者更生相談所の設置及び運営について」（平成15年3月25日付け障発第0325001号）第1に規定する <b>身体障害者福祉司及びケース・ワーカー</b>

コード	区 分
203	<p><b>障害者支援施設</b>にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 177 号）第 11 条第 1 項第 2 号イ（2）、第 3 号イ（1）及びロ、第 4 号イ（1）及びハ、第 5 号イ（1）及びロ（1）並びに第 6 号イ（1）に規定する<b>生活支援員</b>及び同項第 2 号イ（3）、第 3 号イ（2）、第 4 号イ（2）、第 5 号イ（3）及びロ（2）並びに第 6 号イ（2）に規定する<b>サービス管理責任者</b></p>
204	<p><b>福祉ホーム</b>にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 176 号）第 10 条に規定する<b>管理人</b></p>
205	<p><b>身体障害者福祉センター</b>にあつては、身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準（平成 15 年厚生労働省令第 21 号）第 19 条に規定する<b>身体障害者に関する相談に応ずる職員</b></p>
206	<p><b>救護施設及び更生施設</b>にあつては、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和 41 年厚生省令第 18 号）第 11 条第 1 項第 3 号及び第 19 条第 1 項第 3 号に規定する<b>生活指導員</b></p>
207	<p><b>福祉に関する事務所</b>にあつては、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 15 条第 1 項第 1 号に規定する<b>指導監督を行う所員（査察指導員）</b>、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 11 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する<b>身体障害者福祉司</b>、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定する<b>知的障害者福祉司</b>、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 6 条及び第 7 条に規定する<b>社会福祉主事（老人福祉指導主事）</b>、社会福祉法第 15 条第 1 項第 2 号に規定する<b>現業を行う所員（現業員）</b></p>
208	<p><b>知的障害者更生相談所</b>にあつては、「知的障害者更生相談所の設置及び運営について」（平成 15 年 3 月 25 日付け障発第 0325002 号）第 1 に規定する<b>ケース・ワーカー</b></p>
209	<p><b>養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター</b>にあつては、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和 41 年厚生省令第 19 号）第 12 条第 1 項第 3 号及び第 2 項第 1 号に規定する<b>主任生活相談員</b>及び<b>生活相談員</b>、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 46 号）第 12 条第 1 項第 3 号及び第 56 条第 1 項第 3 号に規定する<b>生活相談員</b>、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 20 年厚生労働省令第 107 号）第 11 条第 1 項第 2 号に規定する<b>生活相談員</b>、同省令附則第 6 条第 1 項第 2 号に規定する<b>主任生活相談員</b>及び<b>生活相談員</b>、同省令附則第 14 条第 1 項第 3 号に規定する入所者の生活、身上に関する<b>相談及び助言並びに日常生活の世話を行う職員</b>、「老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について」（昭和 52 年 8 月 1 日付け社老第 48 号）別紙 1（老人福祉センター設置運営要綱）第 2 に規定する<b>相談・指導を行う職員</b>及び第 3 に規定する<b>相談・指導を行う職員</b>並びに老人介護支援センターにおいて<b>相談援助業務を行っている職員</b></p>

コード	区 分
210	<p><b>老人短期入所施設、老人デイサービスセンター</b>にあつては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第93条第1項第1号及び第121条第1項第2号、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第42条第1項第1号に規定する<b>生活相談員</b>、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第97条第1項第1号及び第129条第1項第2号並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第5条第1項第1号に規定する<b>生活相談員</b></p>
211	<p>生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第4号及び第5号に規定する<b>授産施設及び宿所提供施設</b>にあつては、「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」（平成20年3月31日付け厚生労働省発社援第0331011号厚生労働事務次官通知）に基づき配置された<b>指導員</b></p>
212	<p>老人福祉法第29条に規定する<b>有料老人ホーム</b>において相談援助業務を行っている<b>生活相談員</b></p>
213	<p>「高齢者総合相談センター運営事業の実施について」（昭和62年6月18日付け健政発第330号、健医発第733号、社老第80号）別紙（高齢者総合相談センター運営要綱）に基づく<b>高齢者総合相談センター</b>において相談援助業務を行っている<b>相談員</b></p>
214	<p>「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号）別紙（隣保館設置運営要綱）に基づく<b>隣保館</b>において<b>相談援助業務</b>を行っている<b>職員</b>及び「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日付け社援発第0829001号）別紙（広域隣保活動事業実施要領）に基づく<b>広域隣保活動</b>を行うに当たり<b>相談援助業務</b>を行っている<b>職員</b></p>
215	<p><b>市（特別区を含む。）区町村社会福祉協議会</b>において<b>相談援助業務</b>を行っている<b>職員</b></p> <p>（以下に示す実施要綱により、必置とされている相談援助職員とする。）</p> <p>ア. <b>「福祉活動専門員」</b>（「社会福祉協議会活動の強化について」（平成11年4月8日付け社援第984号厚生省社会・援護局長通知））</p>
216	<p><b>独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1項第1号</b>に規定する<b>施設</b>において<b>相談援助業務</b>を行っている<b>ケアマネジメント・アドバイザー</b></p>
217	<p>「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」（昭和60年5月21日付け厚生省発児第104号）別紙（知的障害者福祉工場設置運営要綱）に基づく<b>知的障害者福祉工場</b>において<b>相談援助業務</b>を行っている<b>指導員</b></p>
218	<p>労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第29条第1項第2号に基づき設置された<b>労災特別介護施設</b>において<b>相談援助業務</b>を行っている<b>主任指導員</b></p>
219	<p>「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」（平成15年11月10日付け障発第1110001号）別紙（重症心身障害児（者）通園事業実施要綱）に基づく<b>「重症心身障害児（者）通園事業」</b>を行っていた<b>施設</b>における<b>児童指導員</b></p>

コード	区 分
220	<p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に基づく児童発達支援を行う事業所のうち、主として重症心身障害児（児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう）を通わせる児童発達支援事業所にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第63条7項に規定する職員（同条第1項に規定する児童指導員に限る。）及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準第5条第3項第3号に規定する児童指導員</p>
221	<p>視聴覚障害者情報提供施設にあつては、身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号）第38条に規定する点字図書館及び第40条に規定する聴覚障害者情報提供施設において身体障害者に関する相談に応ずる職員</p>
222	<p>障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）を行う施設にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）第39条第1項第3号、第52条第1項第2号及び第2項、第59条第1項第2号及び第3項、第64条第1項第2号、第65条第1項第2号並びに第75条第1項第2号（第88条において準用する場合を含む。）に規定する生活支援員並びに第39条第1項第4号、第52条第1項第3号、第59条第1項第4号、第64条第1項第4号、第65条第1項第3号及び第75条第1項第3号（第88条において準用する場合を含む。）に規定するサービス管理責任者</p>
223	<p>地域活動支援センターにあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）第9条第1項第2号に規定する指導員</p>
224	<p>「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日付け障発第0801002号）別紙1（地域生活支援事業実施要綱）別記11に基づく「任意事業」の「身体障害者自立支援」を行っている身体障害者向け公営住宅、賃貸住宅及び福祉ホーム等において相談援助業務を行っている職員、「任意事業」の「日中一時支援」を行っている障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において相談援助業務を行っている職員、別添1「障害者相談支援事業」における相談援助業務を行っている職員並びに別添3「障害児等療育支援事業」における相談援助業務を行っている職員</p>
225	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）第3条（第40条において準用する場合を含む。）に規定する指定地域移行支援従事者及び指定地域定着支援従事者</p>
226	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条に規定する相談支援専門員</p>
227	<p>児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条に規定する相談支援専門員</p>

コード	区 分
228	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第10項に基づく <b>共同生活介護</b> 及び同条第16項に基づく <b>共同生活援助を行っている事業所</b> において <b>相談援助業務を行っている職員</b>
229	老人福祉法第5条の2第3項に規定する <b>老人デイサービス事業を行う施設</b> 及び第4項に規定する <b>老人短期入所事業を行う施設</b> における <b>生活相談員</b>
230	「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」（平成12年9月27日付け老発第655号）別紙（生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業実施要綱）に基づく「生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業」を行っている <b>生活支援ハウス</b> における <b>生活援助員</b>
231	「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日付け老発第0609001号）に基づく「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」において <b>高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、サービス付き高齢者向け住宅、多くの高齢者が居住する集合住宅等</b> に派遣されている <b>生活援助員</b>
232	「地域福祉センターの設置運営について」（平成6年6月23日付け社援地第74号）別紙（地域福祉センター設置運営要綱）に基づく <b>地域福祉センター</b> において <b>相談援助業務を行っている職員</b>
233	介護保険法第8条第27項に規定する <b>介護老人保健施設</b> において <b>相談援助業務に従事している者</b>
234	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第48条に規定する <b>精神保健福祉センター</b> 及び <b>保健所</b> その他これらに準ずる <b>施設</b> における <b>精神保健福祉相談員</b>
235	「介護実習・普及センター運営事業の実施について」（平成4年4月22日付け老企第137号）別紙（介護実習・普及センター運営要綱）に基づく <b>介護実習・普及センター</b> において <b>相談援助業務を行っている職員</b>
236	<b>児童福祉法第6条の2第3項</b> に基づく <b>厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関</b> にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第58条第3項及び第6項に規定する <b>児童指導員</b>
237	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日付け社援発第0331021号）別添17（社会的包摂・「絆」再生事業実施要領）に基づく <b>ホームレス総合相談推進事業</b> において <b>相談援助業務を行っている相談員</b>
238	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日付け社援発第0331021号）別添17（社会的包摂・「絆」再生事業実施要領）に基づく <b>ホームレス自立支援センター</b> において <b>相談援助業務を行っている生活相談指導員</b>
239	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日付け社援発第0331021号）別添11（ <b>日常生活自立支援事業実施要領</b> ）に規定する <b>専門員</b>

コード	区 分
240	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日付け社援発第0331021号）別添15（ひきこもり対策推進事業実施要領）に基づく <b>ひきこもり地域支援センター</b> において <b>相談援助業務に従事している者</b>
241	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日付け社援発第0331021号）別添16（地域生活定着促進事業実施要領）に基づく <b>地域生活定着支援センター</b> において <b>相談援助業務に従事している者</b>
242	介護保険法第115条の46第1項に基づく <b>地域包括支援センター</b> にあつては、 <b>介護予防支援事業及び包括的支援事業において相談援助業務に従事している者</b>

②下表に掲げる法律に定められた相談援助業務に従事する者

コード	区 分
301	<b>町村</b> （福祉事務所設置町村を除く。）の <b>老人福祉担当職員、身体障害者福祉担当職員、知的障害者福祉担当職員のうち主として相談援助業務に携わっている者</b>
302	<b>保健所</b> において <b>公共医療事業に従事する者</b>

③下表に掲げる相談援助業務に従事する者であつて、以下の（ア）～（エ）のいずれかの要件を満たしている者

- （ア）社会福祉主事任用資格を有する者（P14 参照）
- （イ）介護職員初任者研修課程又は実務者研修に相当する研修を修了した者（P15 参照）
- （ウ）別表1に掲げる資格を取得した者
- （エ）別表2の①又は②に掲げる相談援助業務従事者として1年以上勤務した者

コード	区 分
401	<b>医療機関</b> において <b>医療社会事業に従事する者</b> （患者や家族に対し疾病の治療等の妨げとなる経済的、精神的な諸問題について相談、指導を担当する者）
402	<b>指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、基準該当居宅サービス事業者、基準該当居宅介護支援事業者、基準該当介護予防サービス事業者、基準該当介護予防支援事業者</b> において、 <b>相談援助業務・連絡調整業務に従事している者</b>
403	<b>402のサービスに相当するサービス（福祉用具を販売するサービスを含む。）に係る業務を行っている事業者</b> （社会福祉協議会・福祉公社・生活協同組合・農業協同組合・シルバー人材センター等の民間非営利組織、民間企業等）であつて、 <b>市町村の委託を受けたもの又は民間事業者によるサービス指針（ガイドライン）を満たすと認められるもの</b> において、 <b>相談援助業務・連絡調整業務に従事している者</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「民間事業者によるサービス指針（ガイドライン）を満たすと認められるもの」の取扱いについては、都道府県知事が、各サービスごとに事業主から提出された「確認証明書」により、各事項について基準を満たしていることを確認した場合に限ること。</p> </div>

#### ④その他

コード	区 分
501	<b>老人福祉施設、有料老人ホーム、障害者支援施設、保護施設及び老人保健施設の施設長及び管理者</b> （社会福祉主事任用資格を有する者又は社会福祉施設長資格認定講習会若しくはこれに相当する研修を修了した者に限る。又は、当該者が別表2の③の（ア）から（エ）のいずれかに該当する場合。）
502	<b>都道府県、市町村、ろうあ者センター、手話通訳派遣センター等において手話通訳及び自立支援のための相談援助を行う者</b> （社会福祉主事任用資格を有する者又は介護職員初任者研修課程又は実務者研修に相当する研修を修了した者であって、「手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成21年厚生労働省令第96号）による試験に合格し、登録された手話通訳士であるものに限る。）（「手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令」（平成21年厚生労働省令第96号）による試験に合格し、登録された手話通訳士であるものが、別表2の③の（ア）から（エ）の要件のいずれかを満たした場合）

#### ◆社会福祉主事任用資格について

「社会福祉主事任用資格を有する者」とは、次のいずれかに該当する者です。受験申込の際は、養成機関の修了証の写し又は社会福祉主事指定科目が確認できる科目履修証明書、成績証明書等を提出してください。

- （ア）大学（短期大学を含む）で、厚生労働大臣が指定する社会福祉に関する科目のうち、3科目以上を修めて卒業した者（指定科目については下表を参照）
- （イ）厚生労働大臣の指定する養成機関又は認定講習会の課程を修了した者

##### 平成12年4月1日から適用される科目（34科目）

社会福祉概論 / 社会福祉事業史 / 社会福祉援助技術論 / 社会福祉調査論 / 社会福祉施設経営論 / 社会福祉行政論 / 社会保障論 / 公的扶助論 / 児童福祉論 / 家庭福祉論 / 保育理論 / 身体障害者福祉論 / 知的障害者福祉論 / 精神障害者保健福祉論 / 老人福祉論 / 医療社会事業論 / 地域福祉論 / 法学 / 民法 / 行政法 / 経済学 / 社会政策 / 経済政策 / 心理学 / 社会学 / 教育学 / 倫理学 / 公衆衛生学 / 医学一般 / リハビリテーション論 / 看護学 / 介護概論 / 栄養学 / 家政学

※ 上記の指定科目名称以外であっても、指定科目として認められる範囲（「読替え」）があります。厚生労働省ホームページ等で確認してください。

##### 平成12年3月31日までに履修した者が適用される科目（32科目）

社会福祉概論 / 社会福祉事業史 / 社会福祉事業方法論 / 社会調査統計 / 社会福祉施設経営論 / 社会福祉行政 / 公的扶助論 / 児童福祉論 / 保育理論 / 身体障害者福祉論 / 知的障害者福祉論 / 老人福祉論 / 医療社会事業論 / 地域福祉論 / 協同組合論 / 法律学 / 経済学 / 心理学 / 社会学 / 社会政策 / 経済政策 / 社会保障論 / 教育学 / 刑事政策 / 犯罪学 / 倫理学 / 生理衛生学 / 公衆衛生学 / 精神衛生学 / 医学知識 / 看護学 / 栄養学

※ 平成12年度に大学に在学した者は、どちらの指定科目でもよい。



## ◆介護職員初任者研修課程に相当する研修について

「介護職員初任者研修課程に相当する研修を修了した者」とは、次のいずれかに該当する者です。受験申込の際は、当該研修修了証明書又は当該研修を修了したことを確認できる書類の写しを、②の場合はさらに研修カリキュラムの写しを添付してください。

- ①介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 22 条の 23 の介護職員初任者研修課程を修了した者
- ②次の（ア）及び（イ）の研修カリキュラムを修了している者
  - （ア） 保健・医療・福祉に関する研修時間数が 90 時間以上であること。ただし、研修時間数が 90 時間には満たないが、当該研修の実施主体が追加研修を実施し、合計で 90 時間以上になるものを含むこと。  
なお、この場合、追加研修は、先に受けた研修の修了後 5 年以内に修了したものに限ること。  
また、追加研修の内容は先に修了した研修内容と重複するものではないこと。
  - （イ） 研修内容は、相談援助に関する講習が 10 時間以上含まれていること。

## ◆社会福祉施設長認定講習会に相当する研修について

「社会福祉施設長認定講習会に相当する研修を修了した者」とは、次のいずれかに該当する者です。受験申込の際は、①の場合は当該研修修了証書の写しを、②の場合は当該研修修了証書の写しと研修カリキュラムの写しを添付してください。

- ①「社会福祉施設の長の資格要件について」（昭和 53 年 2 月 20 日付け社庶第 13 号社会局長・児童家庭局長通知）に基づく、「施設長資格認定講習会」の課程を修了した者
- ②次の（ア）及び（イ）の研修カリキュラムを修了している者
  - （ア） 研修時間数は 90 時間以上であること。
  - （イ） 研修内容には、保健・医療・福祉に関する科目（相談援助を含む。）が含まれていること。

### 別表3 介護等の業務に従事する者

介護等とは、身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排泄、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことをいいます。

コード	区 分
601	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する <b>障害者支援施設</b> の従業者のうちその <b>主たる業務が介護等の業務であるもの</b>
602	生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する <b>救護施設</b> 及び <b>更生施設</b> の職員のうち、その <b>主たる業務が介護等の業務であるもの</b>
603	老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する <b>老人デイサービスセンター、老人デイサービス事業を行う施設、老人短期入所施設、老人短期入所事業を行う施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム</b> の職員のうち、その <b>主たる業務が介護等の業務であるもの</b>
604	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する <b>居宅介護、同行援護、行動援護及び重度訪問介護の従業者</b> 並びに老人福祉法に規定する <b>老人居宅介護等事業の訪問介護員</b>
605	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する <b>障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び短期入所を行うものに限る。）</b> を行う事業所並びに <b>地域活動支援センター</b> の職員のうち、その <b>主たる業務が介護等の業務であるもの</b>
606	老人福祉法に規定する <b>軽費老人ホーム</b> 及び <b>有料老人ホーム</b> 並びに介護保険法に規定する <b>介護老人保健施設その他の施設</b> であって、入所者のうちに身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むものの職員のうち、その <b>主たる業務が介護等の業務であるもの</b> 「その他の施設」とは、介護福祉士の受験資格の実務経験を定めた「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日付け社庶第30号）の2の(3)のとおりであること。
607	医療法（昭和23年法律第205号）に規定する <b>病院</b> 又は <b>診療所</b> において看護の補助の業務に従事する者のうち、その <b>主たる業務が介護等の業務であるもの</b> （空床時にベッドメイキングや検体の運搬などの間接的な業務のみを行っている者を除く。）
608	<b>介護等の便宜を供与する事業を行う者</b> において、 <b>主として介護等の業務に従事するもの</b> ※事業として継続、反復している事業者に雇用され又は指揮命令を受けながら従事した者であって、次の業務に従事している者であること。 ア. 市場機構を通じて在宅サービス等を提供しているいわゆる民間事業者において主として介護等の業務に従事する者 イ. 市区町村社会福祉協議会で実施している入浴サービス等に従事している者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの ウ. 生活協同組合、農業協同組合で実施している在宅サービス等に従事している者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの エ. 法令等に基づかない市町村単独事業で介護等の業務を行っているもの オ. 平成9年9月末までの特例措置として特例許可老人病棟において活動していた家政婦のうち、その主たる業務が介護等の業務である者 カ. ボランティア等の公的サービス以外のサービスを行う団体において介護等の業務を行っている者（団体概要及び市区町村ボランティアセンター等に登録されている団体についてはその旨の書類を実務経験証明書に添付すること。）

コード	区 分
609	個人の家庭において就業する職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）附則第4項に掲げる <b>家政婦のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの</b>
610	労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第29条第1項第2号に基づき設置された <b>労災特別介護施設の介護職員</b>
611	「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」（平成15年11月10日付け障発第1110001号）別紙（重症心身障害児（者）通園事業実施要綱）に基づく <b>「重症心身障害児（者）通園事業」において利用者の療育に直接従事した職員</b> （施設長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。）
612	児童福祉法第6条の2第2項に基づく児童発達支援を行う事業所のうち、 <b>主として重症心身障害児（児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう）を通わせる児童発達支援事業所において利用者の療育に直接従事する職員</b> （施設長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。）
613	「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日付け障発第0801002号）別紙1（地域生活支援事業実施要綱）別記9に基づく <b>「移動支援事業」を行っている者</b> 、別記11に基づく <b>「任意事業」の「訪問入浴サービス」を行っている職員</b> 、「任意事業」の <b>「身体障害者自立支援」を行っている施設において介助サービスを提供する者</b> 、「任意事業」の <b>「日中一時支援」を行っている職員</b> 、「任意事業」の <b>「生活サポート」を行っている者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの</b>
614	「地域福祉センターの設置運営について」（平成6年6月23日付け社援地第74号）別紙（地域福祉センター設置運営要綱）に基づく <b>地域福祉センターの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの</b>
615	児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する <b>主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設及び、主として肢体不自由のある児童及び主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の入所者の保護に直接従事する職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの</b>
616	<b>ハンセン病療養所における介護員等その主たる業務が介護等の業務である者</b> <span style="font-size: 2em;">}</span> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 国立ハンセン病療養所にあつては介護員とすること。</li> <li>イ. ア以外のハンセン病療養所にあつては、主たる業務が介護等の業務である者とすること。</li> </ul>
617	<b>児童福祉法第6条の2第3項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関の入所者の保護に直接従事する職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの</b> <span style="font-size: 2em;">}</span> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉法第6条の2第3項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた<b>指定医療機関の保育士</b>をいう。</li> </ul>
618	<b>指定訪問入浴介護</b> （指定居宅サービスに該当する介護保険法（以下「法」という。）第8条第3項に規定する訪問入浴介護をいう。）又は <b>指定介護予防訪問入浴介護</b> （指定介護予防サービスに該当する法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問入浴介護をいう。）の <b>介護職員</b>

コード	区 分
619	<p><b>指定小規模多機能型居宅介護</b>（指定地域密着型サービスに該当する法第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。）又は<b>指定介護予防小規模多機能型居宅介護</b>（指定地域密着型介護予防サービスに該当する法第8条の2第16項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）の<b>介護従業者</b></p>
620	<p><b>指定認知症対応型共同生活介護</b>（指定地域密着型サービスに該当する法第8条第19項に規定する認知症対応型共同生活介護をいう。）又は<b>指定介護予防認知症対応型共同生活介護</b>（指定地域密着型介護予防サービスに該当する法第8条の2第17項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。）の<b>介護従業者</b></p>
621	<p><b>指定通所リハビリテーション</b>（指定居宅サービスに該当する法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションをいう。）又は<b>指定介護予防通所リハビリテーション</b>（指定介護予防サービスに該当する法第8条の2第8項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。）の<b>介護職員</b></p>

**※以下に掲げる業務（法律等改正以前の事業）についても、実務経験期間に算入できます。**

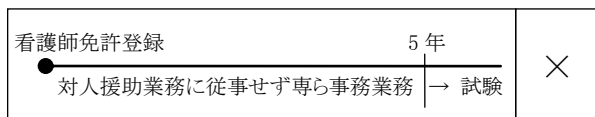
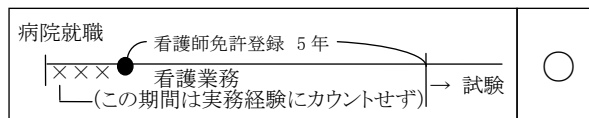
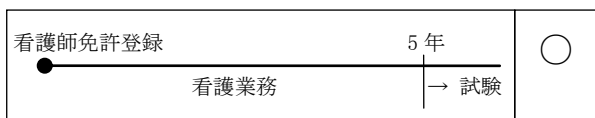
## **平成 25 年 3 月 27 日付け老発 0327 第 3 号厚生労働省老健局長通知**

- (1) 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）附則第 41 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設にあつては、障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成 18 年厚生労働省令第 169 号。以下「整備省令」という。）第 31 条の規定による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成 15 年厚生労働省令第 21 号）第 16 条第 1 項第 3 号、第 17 条第 1 項第 3 号、第 18 条第 1 項第 3 号、第 19 条第 1 項第 3 号、第 38 条第 1 項第 3 号、第 56 条第 1 項第 3 号、第 57 条第 1 項第 3 号及び第 58 条第 1 項第 3 号に規定する生活支援員並びに「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」（昭和 47 年 7 月 22 日付け社更第 128 号）別紙（身体障害者福祉工場設置運営要綱）7 に規定する指導員として従事した期間【コード：243】
- (2) 障害者自立支援法附則第 58 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設にあつては、整備省令第 1 条の規定による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成 15 年厚生労働省令第 22 号）第 28 条第 1 項第 3 号、第 29 条第 1 項第 3 号、第 52 条第 1 項第 3 号、第 53 条第 1 項第 3 号、第 54 条第 1 項第 2 号及び第 63 条第 1 項第 3 号に規定する生活支援員として従事した期間【コード：244】
- (3) 障害者自立支援法附則第 48 条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設にあつては、整備省令第 1 条の規定による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成 12 年厚生省令第 87 号）第 16 条第 1 項第 2 号、第 26 条第 1 項第 2 号及び第 4 項第 2 号並びに第 37 条第 1 項第 2 号に規定する精神障害者社会復帰指導員並びに第 33 条第 1 項第 1 号に規定する管理人として従事した期間【コード：245】
- (4) 障害者自立支援法附則第 41 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設の入所者の支援に直接従事する職員のうちその主たる業務が介護等の業務であるものとして従事した期間【コード：622】
- (5) 「知的障害者通所援護事業等助成費の国庫補助について」（昭和 54 年 4 月 11 日付け発児第 67 号）別添（知的障害者通所援護事業実施要綱）に基づく「知的障害者通所援護事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるものとして従事した期間【コード：623】
- (6) 指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービスに該当する法第 8 条第 11 項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービスに該当する法第 8 条第 19 項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービスに該当する法第 8 条の 2 第 11 項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。）を行う介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 15 条第 3 号に規定する適合高齢者専用賃貸住宅の介護職員として従事した期間【コード：624】

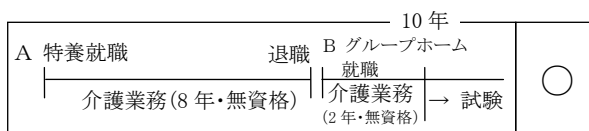
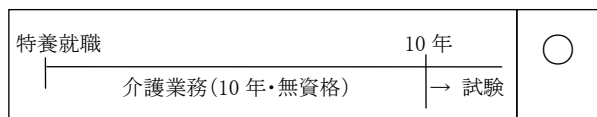
**※該当する業務（コード）がない場合、福祉カレッジまでお問い合わせください。**

### 3 実務経験期間算定の具体例

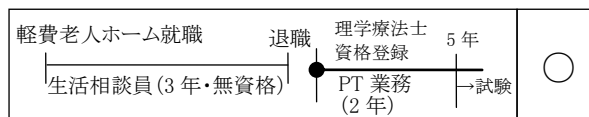
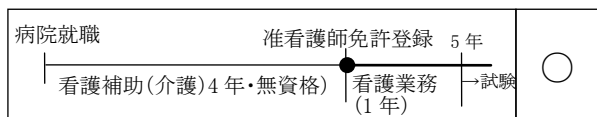
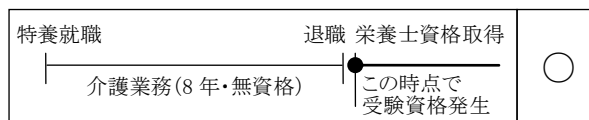
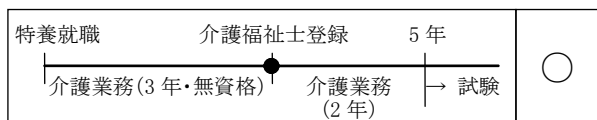
#### イ. 国家資格等に基づく業務の実務経験が5年の場合



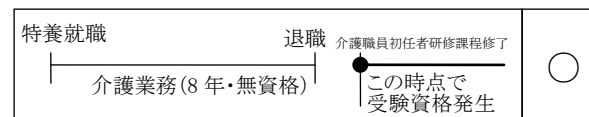
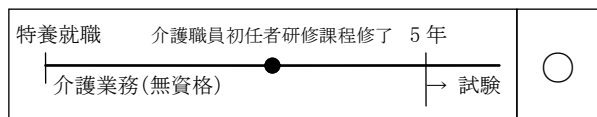
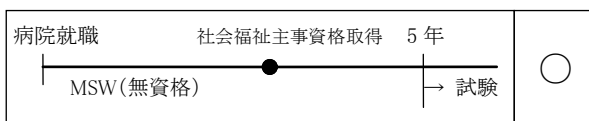
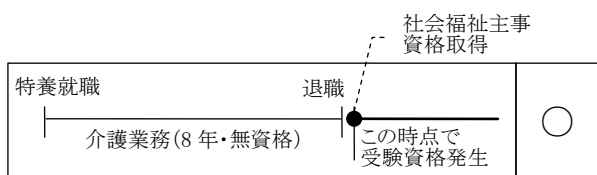
#### ロ. 介護等の業務に従事し、社会福祉主事任用資格等に該当しない者であって、実務経験が10年の場合



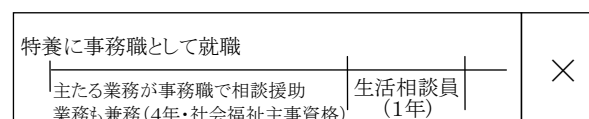
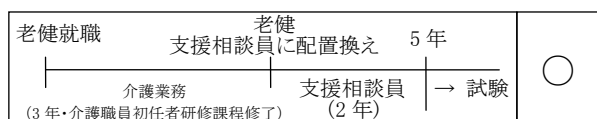
#### ハ. 従事期間中に国家資格等を取得した場合



#### ニ. 従事期間中に社会福祉主事資格等を取得した場合



#### ホ. 途中で配置換えがあった場合



# V 試験の実施方法

## 1 試験内容及び出題範囲

試験内容及び出題範囲については、別表4「介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題出題範囲及び解答免除の範囲（以下、「出題範囲及び解答免除の範囲」とする。）」によることとします。（P23～P32 参照）

## 2 出題方式及び出題数等

### （1）出題方式

五肢複択方式とします。

出題方式のパターンイメージは下記のとおりです。

参考 「出題方式のパターンイメージ」	
五肢複択方式	
問題1	県庁所在地はどれか。2つ選べ。
1	仙台市
2	四日市市
3	川崎市
4	神戸市
5	北九州市

### （2）出題数、試験時間等

区 分		問題数	試験時間※1
介護支援分野	介護保険制度の基礎知識 要介護認定等の基礎知識 居宅・施設サービス計画の基礎知識等	25問	120分 (10:00～12:00)
保健医療福祉 サービス分野	保健医療サービスの知識等(基礎)	15問	点字受験者(1.5倍) 180分 弱視等受験者(1.3倍) 156分
	保健医療サービスの知識等(総合)	5問	
	福祉サービスの知識等	15問	
合 計		60問	

※1 保有する資格や身体障害者等特別措置者では、試験時間が異なる場合があります。  
(P22 参照)

### 3 解答免除

受験資格者のうち、法定資格を有する方については、当該資格試験においてその知識が確認されている分野との重複をさけるため、保健医療福祉サービス分野における当該専門にかかる事項の問題については解答を免除します。

この解答免除は、受験者の希望による選択免除でなく、一律免除とします。

なお、法定資格を有する者以外の方については、解答免除は行いません。

#### (1) 解答免除対象資格

区分	資格名
甲	医師、歯科医師
乙	薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、栄養士（管理栄養士）、義肢装具士、言語聴覚士、歯科衛生士、視能訓練士、柔道整復師
丙	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士

#### (2) 解答免除の範囲、形態、免除問題数及び試験時間

解答免除の範囲は、別表4「出題範囲及び解答免除の範囲」の大項目のB又はCに示すとおりとします。（P23～P32 参照）

出題範囲 資格区分		A	B		C	要解答 問題数	試験 時間
		介護支援 分野 (25問)	保健医療福祉サービス分野 の知識等		福祉サービ スの知識等 (15問)		
			基礎 (15問)	総合 (5問)			
解答免除 対象資格 区分	甲	受験	免除	免除	受験	40問	80分
	乙	受験	免除	受験	受験	45問	90分
	丙	受験	受験	受験	免除	45問	90分
	甲と乙	受験	免除	免除	受験	40問	80分
	甲と丙	受験	免除	免除	免除	25問	50分
	甲と乙と丙	受験	免除	免除	免除	25問	50分
	乙と丙	受験	免除	受験	免除	30問	60分
上記以外の受験者		受験	受験	受験	受験	60問	120分

※ 解答免除に係る資格を重複して取得している場合は、必ず「受験申込書」に記載の上、免許証・登録証の写しをすべて提出してください。

### 4 採点方法

介護支援分野と保健医療福祉サービス分野のそれぞれの分野で、一定割合以上の正答の場合に合格とします。

解答免除対象者については、保健医療福祉サービス分野において、免除問題以外の問題について、一定割合以上の正答の場合に合格とします。



別表4

「介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題出題範囲及び解答免除の範囲」

(注1) 「大項目」欄のA～Cについては、下記のとおり「解答免除の範囲」を示す。

- A 「介護支援分野」
- B 「保健医療福祉サービス分野」中、保健医療サービス分野の知識等
- C 「保健医療福祉サービス分野」中、福祉サービス分野の知識等

(注2) この表に掲げる項目は、介護保険法、関連法令に規定されたもの及びその関連通知で基礎的な知識及び技能を有することの確認のために必要な内容を含むものとする。(※具体例はP33参照)

介護保険法 別表の科目	区分	大項目			中項目	小項目
		A	B	C		
この法律その他関係法令に関する科目	1. 基本視点	1. 介護保険制度導入の背景	○			1 高齢化の進展と高齢者を取り巻く状況の変化 2 高齢化の進展に伴う要介護高齢者の増加 3 介護の長期化・重度化 4 家族の介護機能の低下 5 個人の人生にとっての介護問題 6 家族にとっての介護問題 7 社会にとっての介護問題
						1 老人福祉制度 2 老人医療制度 3 制度間の不整合
						1 我が国の社会保障制度のあり方 2 給付と負担の関係の明確性 3 利用者の選択の尊重
						1 介護という新たな課題への対応 2 効率的、公平な制度の創設 3 サービス利用者の立場に立った制度体系 4 民間活力の活用 5 高齢者の被保険者としての位置づけ
						—
	2. 介護保険と介護支援サービス	○			—	
2. 介護保険制度論	1. 介護保険制度論	1. 介護保険制度論	○			1 介護保険制度の目的等 2 医療保障の体系 3 高齢者の保健・医療・福祉の体系 4 介護保険制度の目的 5 保険事故と保険給付の基本的理念 6 国民の努力および義務
						1 保険者 2 保険者の事務 3 介護保険の会計 4 条例 5 国の責務、事務 6 都道府県の責務、事務 7 医療保険者および年金保険者の事務 8 審議会
						1 被保険者の概念 2 強制適用 3 被保険者の資格要件 4 住所認定の基準 5 適用除外 6 資格取得の時期 7 資格喪失の時期 8 届出 9 住所地特例 10 被保険者証

介護保険法 別表の科目	区分	大項目			中項目	小項目
		A	B	C		
					4 保険給付の手続・種類・内容	1 要介護認定および要支援認定 2 要介護認定等の手続 3 介護認定審査会 4 保険給付通則 5 保険給付の種類 6 保険給付の内容 7 介護報酬 8 支給限度額 9 現物給付 10 審査・支払い 11 利用者負担 12 保険給付の制限
					5 事業者及び施設 (人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を含む。)	1 指定居宅サービス事業者 2 指定居宅介護支援事業者 3 介護支援専門員 4 指定介護予防サービス事業者 5 指定介護予防支援事業者 6 指定地域密着型サービス事業者 7 指定地域密着型介護予防サービス事業者 8 基準該当サービスの事業者 9 離島等における相当サービスの事業者 10 介護保険施設
					6 介護保険事業計画	1 基本指針 2 老人保健福祉計画、医療計画との関係 3 市町村介護保険事業計画 4 都道府県介護保険事業支援計画
					7 保険財政	1 財政構造 2 事務費 3 その他の補助 4 第1号被保険者に係る保険料 5 介護給付費交付金および介護給付費納付金 6 第2号被保険者に係る保険料 7 支払基金の業務
					8 財政安定化基金等	1 財政安定化基金事業 2 市町村相互財政安定化事業
					9 地域支援事業	1 介護予防等事業 2 包括的支援事業 3 その他の事業 4 財源構成
					10 介護サービス情報の公表	1 介護サービス情報の公表の内容 2 指定調査機関 3 指定情報公表センター
					11 国民健康保険団体連合会の介護保険事業関係業務	1 審査・支払い 2 給付費審査委員会 3 苦情処理等の業務 4 第三者行為求償事務 5 その他の業務
					12 審査請求	1 概説 2 審査請求ができる事項 3 介護保険審査会 4 委員 5 審理裁決を扱う合議体 6 専門調査員 7 訴訟との関係
					13 雑則	1 報告の徴収等 2 先取特権の順位 3 時効等 4 資料の提供等
					14 検討規定(附則)	—

介護保険法別表の科目	区分	大項目			中項目	小項目					
			A	B			C				
二 居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する科目	3. ケアマネジメント機能論	1 ケアマネジメント機能論	○			1 介護保険制度におけるケアマネジメント	1 介護保険におけるケアマネジメントの定義と必要性 2 介護保険におけるケアマネジメント機能の位置づけ 3 介護保険でのサービス利用手続きの全体構造と介護支援サービス				
						2 ケアマネジメントの基本的理念、意義等	1 要介護者等とその世帯の主体性尊重の仕組み 2 自立支援、多様な生活を支えるサービスの視点 3 家族(介護者)への支援の必要性 4 保健・医療・福祉サービスを統合したサービス調整の視点 5 サービスの展開におけるチームアプローチの視点 6 適切なサービス利用(効果性、効率性)の視点 7 保健・医療・福祉サービス(保険給付サービス等)とインフォーマルサポートを統合する社会資源調整の視点				
						3 介護支援専門員の基本姿勢	—				
						4 介護支援専門員の役割・機能	1 利用者本位の徹底 2 チームアプローチの実施—総合的判断と協働 3 居宅サービス計画に基づくサービス実施状況のモニタリングと計画の修正 4 サービス実施体制におけるマネジメントの情報提供と秘密保持 5 信頼関係の構築 6 社会資源の開発				
						5 ケアマネジメントの記録	—				
						2. 介護支援サービス方法論	○			1 居宅介護支援サービスの開始過程	—
										2 居宅サービス計画作成のための課題分析	—
										3 居宅サービス計画作成指針	—
										4 モニタリングおよび居宅サービス計画での再課題分析	—
						3. 介護予防支援サービス方法論	○			1 介護予防支援サービスの開始過程	—
		2 介護予防サービス計画作成のための課題分析	—								
		3 介護予防サービス計画作成指針	—								
		4 モニタリングおよび介護予防サービス計画での再課題分析	—								
		4. 施設介護支援サービス方法論	○			1 施設介護支援サービスの開始過程	—				
						2 施設サービス計画作成のための課題分析	—				
						3 施設サービス計画作成指針	—				
						4 モニタリングおよび施設サービス計画での再課題分析	—				

介護保険法 別表の科目	区分	大項目			中項目	小項目
		A	B	C		
三 介護給付等 対象サービス その他の保健 医療サービス 及び福祉サ ービスに関する 科目	4. 高齢者支援展開論 (高齢者介護総論)	1. 総論 I 医学編		○	1 高齢者の身体的・精神的な特徴と 高齢期に多い疾病および障害	1 高齢者の身体的・精神的・心理的特徴 2 高齢者に起こりやすい疾病および障害の 特徴 3 高齢者に多くみられる各種の疾患
					2 バイタルサインの正確な観察・測 定、解釈・分析	1 全身の観察とバイタルサイン 2 バイタルサインの正しい観察・測定方法と ポイント
					3 検査の意義およびその結果の把 握、患者指導	1 検査値の変動について 2 検査各論
					4 介護技術の展開	1 身体介護と家事援助の関連 2 食事の介護 3 排泄および失禁の介護 4 褥瘡への対応 5 睡眠の介護 6 清潔の介護 7 口腔のケア
					5 ケアにおけるリハビリテーション	1 リハビリテーションの考え方 2 リハビリテーションの基礎知識 3 リハビリテーションの実際(訓練と援助の 実際)
					6 認知症高齢者の介護	1 老人性認知症の特徴、病態 2 認知症高齢者・家族への援助と介護支援 サービス
					7 精神に障害のある場合の介護	1 高齢者の精神障害 2 精神に障害のある高齢者の介護
					8 医学的診断・治療内容・予後の理 解	1 医学的診断の理解 2 治療内容の理解 3 予後の理解
					9 現状の医学的問題、起こりうる合 併症、医師、歯科医師への連絡・ 情報交換	1 現状の医学的問題のとらえ方 2 起こりうる合併症の理解 3 医師、歯科医師への連絡・情報交換
					10 栄養・食生活からの支援・介護	1 人間らしい栄養・食生活とは 2 栄養・食生活からの介護の手順 3 望ましい栄養・食生活をめざして提示され ている食生活指針等
					11 呼吸管理、その他の在宅医療管 理	1 呼吸管理の考え方 2 その他の在宅医療管理
					12 感染症の予防	1 感染症の種類と特徴 2 起こりやすい感染症の予防と看護・介護
					13 医療器具を装着している場合の 留意点	1 在宅酸素療法(HOT) 2 気管内挿管 3 人工呼吸器 4 腹膜透析 5 在宅中心静脈栄養法 6 内視鏡的胃瘻増設術(PEG) 7 ペースメーカー
					14 急変時の対応	1 高齢者救急疾患の病態上の特徴 2 主な急変時の対応 3 在宅看護・介護で遭遇しやすい急変
					15 健康増進・疾病障害の予防	1 基本理念 2 生活習慣病の予防 3 がん 4 循環器疾患 5 糖尿病 6 骨粗しょう症 7 21世紀における国民健康づくり運動(健康 日本21)

介護保険法 別表の科目	区分	大項目			中項目	小項目	
		A	B	C			
		2. 総論Ⅱ 福祉編		○	1 基礎相談・面接技術	1 基本姿勢 2 コミュニケーションの知識と技術 3 インテークワーク技術 4 隠されたニーズの発見	
					2 ソーシャルワークとケアマネジメント(介護支援サービス)	—	
					3 ソーシャルワーク(社会福祉専門援助技術)の概要	1 個別援助技術(ソーシャルケースワーク) 2 集団援助技術(ソーシャルグループワーク) 3 地域援助技術(コミュニティワーク)	
					4 接近困難事例への対応	1 援助困難事例への対応 2 接近困難事例と問題状況の分類 3 接近困難事例の理解とアプローチ	
		3. 総論Ⅲ 臨死編		○	1 チームアプローチの必要性および各職種の役割	—	
					2 高齢者のターミナルケアの実際、家族へのケア	1 事例の概要 2 在宅での看取りの成立条件 3 在宅ホスピスにおける症状緩和 4 死の教育 5 在宅ホスピスとQOL	
					3 死亡診断	1 死亡に医師が立ち会っているとき 2 医師が立ち会っていないとき 3 精神面からみたターミナルケア	
		5. 高齢者支援展開論 (居宅サービス事業各論)	1. 訪問介護方法論		○	1 訪問介護の意義・目的	—
						2 訪問介護サービス利用者の特性	—
						3 訪問介護の内容・特徴	—
4 介護支援サービスと訪問介護	—						
2. 訪問入浴介護方法論			○	1 訪問入浴介護の意義・目的	—		
				2 訪問入浴介護利用者の特性	—		
				3 訪問入浴介護の内容・特徴	—		
				4 介護支援サービスと訪問入浴介護	—		
3. 訪問看護方法論			○	1 訪問看護の意義・目的	—		
				2 訪問看護サービス利用者の特性	—		
				3 訪問看護の内容・特徴	—		
				4 介護支援サービスと訪問看護	—		
4. 訪問リハビリテーション方法論			○	1 訪問リハビリテーションの意義・目的	—		
				2 訪問リハビリテーションサービス利用者の特性	—		
				3 訪問リハビリテーションの内容・特徴	—		
				4 介護支援サービスと訪問リハビリテーション	—		
5. 居宅療養管理指導方法論			○	1 医学的管理サービスの意義・目的	—		
				2 医学的管理サービス利用者の特性	—		
				3 介護支援サービスと医学的管理サービス	—		
				4 口腔管理—歯科衛生指導の意義・目的	—		
		5 口腔管理—歯科衛生指導利用者の特性		—			
		6 介護支援サービスと口腔管理—歯科衛生指導		—			
		7 薬剤管理指導の意義・目的		—			
		8 薬剤管理指導利用者の特性		—			
		9 介護支援サービスと薬剤管理指導		—			

介護保険法 別表の科目	区分	大項目			中項目	小項目
		A	B	C		
		6. 通所介護方法論		○	1 通所介護の意義・目的	—
					2 通所介護サービス利用者の特性	—
					3 通所介護の内容・特徴	—
					4 介護支援サービスと通所介護	—
		7. 通所リハビリテーション方法論		○	1 通所リハビリテーションの意義・目的	—
					2 通所リハビリテーションサービス利用者の特性	—
					3 通所リハビリテーションの内容・特徴	—
					4 介護支援サービスと通所リハビリテーション	—
		8. 短期入所生活介護方法論		○	1 短期入所生活介護の意義・目的	—
					2 短期入所生活介護サービス利用者の特性	—
					3 短期入所生活介護の内容・特徴	—
					4 介護支援サービスと短期入所生活介護	—
		9. 短期入所療養介護方法論		○	1 短期入所療養介護の意義・目的	—
					2 短期入所療養介護サービス利用者の特性	—
					3 短期入所療養介護の内容・特徴	—
					4 介護支援サービスと短期入所療養介護	—
		10. 特定施設入居者生活介護方法論		○	1 特定施設入居者生活介護の意義・目的	—
					2 特定施設入居者生活介護サービス利用者の特性	—
					3 特定施設入居者生活介護の内容・特徴	—
					4 介護支援サービスと特定施設入居者生活介護	—
		11. 福祉用具及び住宅改修方法論		○	1 福祉用具の意義・目的	—
					2 福祉用具利用者の特性および福祉用具の機能、使用法	—
					3 福祉用具の内容・特徴	—
					4 介護支援サービスと福祉用具	—
					5 住宅改修の意義・目的	—
					6 住宅改修利用者の特性および住宅改修の機能、使用法	—
					7 住宅改修の内容・特徴	—
					8 介護支援サービスと住宅改修	—

介護保険法 別表の科目	区分	大項目			中項目	小項目
		A	B	C		
6. (地域密着型サービス事業各論)	高齢者支援展開論 6. (地域密着型サービス事業各論)	1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護方法論		○	1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の意義・目的	—
					2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者の特性	—
					3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容・特徴	—
		2. 夜間対応型訪問介護方法論		○	1 夜間対応型訪問介護の意義・目的	—
					2 夜間対応型訪問介護の利用者の特性	—
					3 夜間対応型訪問介護の内容・特徴	—
		3. 認知症対応型通所介護方法論		○	1 認知症対応型通所介護の意義・目的	—
					2 認知症対応型通所介護の利用者の特性	—
					3 認知症対応型通所介護の内容・特徴	—
		4. 小規模多機能型居宅介護方法論		○	1 小規模多機能型居宅介護の意義・目的	—
					2 小規模多機能型居宅介護の利用者の特性	—
					3 小規模多機能型居宅介護の内容・特徴	—
		5. 認知症対応型共同生活介護方法論		○	1 認知症対応型共同生活介護の意義・目的	—
					2 認知症対応型共同生活介護の利用者の特性	—
					3 認知症対応型共同生活介護の内容・特徴	—
		6. 地域密着型特定施設入居者生活介護方法論		○	1 地域密着型特定施設入居者生活介護の意義・目的	—
					2 地域密着型特定施設入居者生活介護の利用者の特性	—
					3 地域密着型特定施設入居者生活介護の内容・特徴	—
		7. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護方法論		○	1 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の意義・目的	—
					2 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用者の特性	—
					3 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容・特徴	—
		8. 複合型サービス方法論		○	1 複合型サービスの意義・目的	—
					2 複合型サービスの利用者の特性	—
					3 複合型サービスの内容・特徴	—
	7. 高齢者支援展開論 (介護予防サービス事業各論)	1. 介護予防訪問介護方法論		○	1 介護予防訪問介護の意義・目的	—
					2 介護予防訪問介護サービス利用者の特性	—
					3 介護予防訪問介護の内容・特徴	—
					4 介護予防支援サービスと介護予防訪問介護	—
2. 介護予防訪問入浴介護方法論			○	1 介護予防訪問入浴介護の意義・目的	—	
				2 介護予防訪問入浴介護利用者の特性	—	
				3 介護予防訪問入浴介護の内容・特徴	—	
				4 介護予防支援サービスと介護予防訪問入浴介護	—	

介護保険法 別表の科目	区分	大項目			中項目	小項目
		A	B	C		
		3. 介護予防訪問看護方法論		○	1 介護予防訪問看護の意義・目的	—
					2 介護予防訪問看護サービス利用者の特性	—
					3 介護予防訪問看護の内容・特徴	—
					4 介護予防支援サービスと介護予防訪問看護	—
		4. 介護予防訪問リハビリテーション方法論		○	1 介護予防訪問リハビリテーションの意義・目的	—
					2 介護予防訪問リハビリテーションサービス利用者の特性	—
					3 介護予防訪問リハビリテーションの内容・特徴	—
					4 介護予防支援サービスと介護予防訪問リハビリテーション	—
		5. 介護予防居宅療養管理指導方法論		○	1 医学的管理サービスの意義・目的	—
					2 医学的管理サービス利用者の特性	—
					3 介護予防支援サービスと医学的管理サービス	—
					4 口腔管理—歯科衛生指導の意義・目的	—
					5 口腔管理—歯科衛生指導利用者の特性	—
					6 介護予防支援サービスと口腔管理—歯科衛生指導	—
					7 薬剤管理指導の意義・目的	—
					8 薬剤管理指導利用者の特性	—
					9 介護予防支援サービスと薬剤管理指導	—
		6. 介護予防通所介護方法論		○	1 介護予防通所介護の意義・目的	—
					2 介護予防通所介護サービス利用者の特性	—
					3 介護予防通所介護の内容・特徴	—
					4 介護予防支援サービスと介護予防通所介護	—
		7. 介護予防通所リハビリテーション方法論		○	1 介護予防通所リハビリテーションの意義・目的	—
					2 介護予防通所リハビリテーションサービス利用者の特性	—
					3 介護予防通所リハビリテーションの内容・特徴	—
					4 介護予防支援サービスと介護予防通所リハビリテーション	—
		8. 介護予防短期入所生活介護方法論		○	1 介護予防短期入所生活介護の意義・目的	—
					2 介護予防短期入所生活介護サービス利用者の特性	—
					3 介護予防短期入所生活介護の内容・特徴	—
4 介護予防支援サービスと介護予防短期入所生活介護	—					
9. 介護予防短期入所療養介護方法論		○	1 介護予防短期入所療養介護の意義・目的	—		
			2 介護予防短期入所療養介護サービス利用者の特性	—		
			3 介護予防短期入所療養介護の内容・特徴	—		
			4 介護予防支援サービスと介護予防短期入所療養介護	—		



介護保険法 別表の科目	区分	大項目			中項目	小項目		
		A	B	C				
		10. 介護予防特定施設入居者生活介護方法論			○	1 介護予防特定施設入居者生活介護の意義・目的	—	
						2 介護予防特定施設入居者生活介護サービス利用者の特性	—	
						3 介護予防特定施設入居者生活介護の内容・特徴	—	
						4 介護予防支援サービスと介護予防特定施設入居者生活介護	—	
		11. 介護予防福祉用具及び介護予防住宅改修方法論				○	1 介護予防福祉用具の意義・目的	—
							2 介護予防福祉用具利用者の特性および介護予防福祉用具の機能、使用法	—
							3 介護予防福祉用具の内容・特徴	—
							4 介護予防支援サービスと介護予防福祉用具	—
	5 介護予防住宅改修の意義・目的						—	
	6 介護予防住宅改修利用者の特性および介護予防住宅改修の機能、使用法						—	
	7 介護予防住宅改修の内容・特徴						—	
	8 介護予防支援サービスと介護予防住宅改修						—	
	8. 高齢者支援展開論 (地域密着型介護予防サービス事業各論)	1. 介護予防認知症対応型通所介護方法論			○	1 介護予防認知症対応型通所介護の意義・目的	—	
						2 介護予防認知症対応型通所介護の利用者の特性	—	
						3 介護予防認知症対応型通所介護の内容・特徴	—	
		2. 介護予防小規模多機能型居宅介護方法論			○	1 介護予防小規模多機能型居宅介護の意義・目的	—	
2 介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の特性						—		
3 介護予防小規模多機能型居宅介護の内容・特徴						—		
3. 介護予防認知症対応型共同生活介護方法論				○	1 介護予防認知症対応型共同生活介護の意義・目的	—		
					2 介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者の特性	—		
					3 介護予防認知症対応型共同生活介護の内容・特徴	—		
9. 高齢者支援展開論 (介護保険施設各論)	1. 指定介護老人福祉施設サービス方法論			○	1 指定介護老人福祉施設の意義・目的	—		
					2 指定介護老人福祉施設サービス利用者の特性	—		
					3 指定介護老人福祉施設の内容・特徴	—		
	2. 介護老人保健施設サービス方法論			○	1 介護老人保健施設の意義・目的	—		
					2 介護老人保健施設サービス利用者の特性	—		
					3 指定介護老人保健施設の内容・特徴	—		
	3. 指定介護療養型医療施設サービス方法論			○	1 指定介護療養型医療施設の意義・目的	—		
					2 指定介護療養型医療施設サービス利用者の特性	—		
					3 指定介護療養型医療施設の内容・特徴	—		
4 老人性認知症疾患療養病棟の意義・目的					—			
5 老人性認知症疾患療養病棟利用者の特性					—			
6 老人性認知症疾患療養病棟の特徴・内容					—			
10. 高齢者支援展開論 (社会資源活用論)	1. 公的サービスおよびその他の社会資源導入方法論			○	1 自立支援のための総合的ケアネットワークの必要性	—		
					2 社会資源間での機能や役割の相違	—		
					3 フォーマルな分野とインフォーマルな分野の連携の必要性	—		
						—		

介護保険法 別表の科目	区分	大項目			中項目	小項目	
		A	B	C			
四 要介護認定及び要支援認定に関する科目	11. 要介護・要支援認定特論	1. 要介護認定の流れ	○			1 要介護認定基準について	—
						2 認定調査	—
						3 主治医意見書	—
						4 一次判定の概略	—
						5 介護認定審査会における二次判定の概略	—
		2. 一次判定の仕組み	○			1 要介護認定等基準時間の推計の考え方	—
						2 要介護認定等基準時間の算出方法	—
		3. 二次判定の仕組み	○			1 二次判定の基本的な方法	—
						2 介護認定審査会における審査・判定の手順	—
						3 二次判定のポイント	—

## <関連通知の具体例>

- 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」  
(平成 11 年 7 月 29 日老企第 22 号各都道府県介護保険主管部(局)長宛厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- 「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」  
(平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号各都道府県介護保険主管部(局)長宛厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- 「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について」  
(平成 18 年 3 月 31 日老振発第 0331003 号・老老発第 0331016 号各都道府県・指定都市・中核市介護保険主管部(局)長宛厚生労働省老健局振興・老人保健課長連名通知)
- 「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」  
(平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号各都道府県・指定都市・中核市介護保険主管部(局)長宛厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知)
- 「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」  
(平成 12 年 3 月 17 日老企第 43 号各都道府県介護保険主管部(局)長宛厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- 「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」  
(平成 12 年 3 月 17 日老企第 44 号各都道府県介護保険主管部(局)長宛厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- 「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」  
(平成 12 年 3 月 17 日老企第 45 号各都道府県介護保険主管部(局)長宛厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- 「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」  
(平成 11 年 11 月 12 日老企第 29 号各都道府県介護保険主管部(局)長宛厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- 「介護予防支援業務に係る関連様式例の提示について」  
(平成 18 年 3 月 31 日老振発第 0331009 号各都道府県・指定都市・中核市介護保険主管部(局)長宛厚生労働省老健局振興課長通知)
- 「老人(在宅)介護支援センターの運営について」  
(平成 18 年 3 月 31 日老発第 0331003 号各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長宛厚生労働省老健局長通知)
- 「地域支援事業の実施について」  
(平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号各都道府県知事宛厚生労働省老健局長通知)
- 「地域包括支援センターの設置運営について」  
(平成 18 年 10 月 18 日老計発第 1018001 号・老振発第 1018001 号・老老発第 1018001 号各都道府県・指定都市・中核市介護保険主管部(局)長宛厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知)

## VI 出願書類等について

受験の申し込みにあたっては、下記1～4（P34～P39）の該当書類をすべて揃え、本要項に添付の提出用封筒に入れて提出してください。郵送の場合は、必ず簡易書留郵便にしてください。

### 1 必ず提出する書類

(申込者全員該当)

受験申込書と実務経験証明書の氏名が異なる場合は、戸籍抄本（原本・受験申込前6か月以内発行のもの）等同一人であることを客観的に証明できる書類をあわせて提出してください。

提出書類	提出部数等	提出にあたっての主な注意事項
(1)受験申込書 (様式第1号)	1部	<ul style="list-style-type: none"> <li>本要項に添付の「受験申込書」に必要事項をすべて記入し提出してください。</li> </ul> (P38「受験申込書」(様式第1号)記入上の注意事項を参照)
(2)受験手数料 払込取扱票の 「振替払込請求書 兼受領証」 又は 現金自動預払機 から出てきた 「ご利用明細票 (振替受付票)」	7,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>本要項に添付の専用払込取扱票にて、ゆうちょ銀行又は郵便局の窓口から受験手数料を払い込んだ際の「振替払込請求書兼受領証」(原本)又は現金自動預払機から出てきた「ご利用明細票(振替受付票)」(原本)を受験申込書(様式第1号)裏面の所定の場所に貼付してください。</li> </ul> ※写しをとり、本人控えとしてください。 ※貼付がない場合、受け付けできません。
(3)写真台紙及び 受験票00 (様式第4号)	1部	<ul style="list-style-type: none"> <li>写真台紙には、氏名・生年月日・撮影日等を記入し(ゴム印不可)、該当項目に○印を付けてください。</li> <li>写真(縦4cm×横3cm)を所定欄に貼付してください。写真裏面に氏名を記入してください。</li> </ul> 注1: 申込前6か月以内に撮影した、正面向き、脱帽、無背景で鮮明なもの 注2: シールは不可、白黒・カラーは不問 注3: 胸から上(上三分身)が撮影されているもの <ul style="list-style-type: none"> <li>受験票は、窓付封筒で送付しますので、受験票の送付先(受験申込書に記載した郵便番号、住所、受験者氏名)を記入してください。</li> <li>切り取り線は、切り取らないでください。</li> </ul>
(4)実務経験(見込) 証明書000 (様式第2号-①) (様式第2号-②)	必要部数 (受験資格に係る実務経験期間を満たす必要部数を提出)	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数枚必要な方は、様式第2号をコピーして使用してください。</li> </ul> <u>証明者について</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>証明者は、受験申込者が勤務している(していた)施設・事業所の代表者等、証明権限を有する方です。(P40参照)受験者本人が記入したものは無効です。</li> </ul>

提出書類	提出部数等	提出にあたっての主な注意事項
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人開業等により証明者と受験申込者が同一の場合は、実務経験（見込）証明書を自書し、あわせて添付書類（P37「3 実務経験（見込）証明書の内容確認に必要な添付書類」を確認）を提出ください。</li> </ul> <p><u>従事期間の算定について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直接的な対人援助業務に従事した期間及び従事日数は、受験申込日までの期間の中から記入してください。ただし、受験資格に必要な実務経験従事期間・日数が申し込み日までに満たされない場合は、「実務経験見込証明書」（様式第2号-②）の提出により「見込受験」として申し込むことが可能です。この場合、従事期間及び従事日数は、試験日の前日まで算入することが可能です。（P6,P40 参照）</li> </ul> <p>注1：「見込受験」で申し込まれた場合（試験前日まで算入可）は、受験資格を満たしたことを確認するため、改めて、確定した「実務経験証明書」（様式第2号-①）の原本（コピーは不可）の提出が必要です。</p> <p>注2：確定した「実務経験証明書」を平成25年10月23日（水）までに提出してください。郵送の場合は簡易書留で送付してください。</p> <p>注3：提出されなかった場合は、試験を受けなかったものとして扱います。</p>
(5)受験票送付用封筒 (要項に添付の窓付封筒)	1部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 80円切手を貼付してください。</li> </ul>

## ※省略受験について

受験申し込みに必要な書類のうち、1の(4)「実務経験証明書」の提出を省略し、受験することができる場合があります。

昨年度に続き本年度も富山県での受験を希望する方は、**昨年度の受験票（原本）**または**試験結果通知書（原本）**の提出により、実務経験証明書の提出を省略することができます。

平成23年度又はそれ以前の受験票、試験結果通知書の提出による実務経験証明書の省略は認めません。

また、この場合であっても、受験資格に関する証明書等の添付は必要です。

なお、勤務地または住所<sup>\*</sup>が富山県外へ移り、受験地が富山県外となる場合、また、他の都道府県から富山県内へ転入した場合は、この実務経験証明書の省略の取扱いはしません。

※現在、富山県内で業務に従事している方は除きます。

## 2 受験資格に関する証明書等（実務経験証明書を省略した方(P35 参照)も提出が必要）

- ・ 免許証・登録証等はすべて「A4サイズ」に縮小等コピーしてください。
- ・ 交付手続き中、氏名変更等の手続き中、再発行手続き中などで交付を受けていない場合は、申請手続き中であることを証明する書類を添付し、交付後当該資格の免許証等の写しを平成25年10月23日(水)までに提出してください。送付の場合は簡易書留郵便を使用してください。提出がない場合、受験資格を満たさなかったものとし、受験は無効になります。
- ・ 受験申込書と免許証等の氏名が異なる場合は、戸籍抄本（原本・受験申込前6か月以内発行のもの）等同一人物であることを証明できる書類をあわせて提出してください。

対象者	提出書類	提出にあたっての主な注意事項
(1)国家資格等※を有する者	免許証 登録証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国家試験等の「合格証」の写しは無効です。</li> <li>・ 免許証等に裏書きがある場合は、裏書き部分もコピーして提出してください。</li> <li>・ 複数の国家資格等を重複して取得している方は、当該免許証等の写しをすべて提出してください。</li> <li>・ 該当する国家資格等を有していても、要援護者に対する直接的な援助でない業務（教育業務、研究業務、営業、事務等）を行っている場合は、受験資格に該当しません。</li> </ul>
(2)社会福祉主事任用資格を有する者	資格取得を証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養成機関の修了証の写し、社会福祉主事任用資格取得証明書又は大学等で履修した社会福祉主事指定科目及び卒業年度が確認できる科目履修証明書、成績証明書等を提出してください。（P14参照）</li> </ul>
(3)介護職員初任者研修課程若しくは実務者研修又はこれらに相当する研修を修了した者	研修修了を証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護職員初任者研修課程若しくは実務者研修又はこれらに相当する研修の修了者は、当該研修修了証明書の写しを提出してください。（携帯用可）</li> <li>・ 上記以外の研修修了者は、研修の実施機関が発行した研修修了を証明する書類及び研修カリキュラムの写しを提出してください。（P15参照）</li> </ul>

※国家資格等：医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、栄養士（管理栄養士含む）、義肢装具士、言語聴覚士、歯科衛生士、視能訓練士、柔道整復師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士

### 3 「実務経験(見込)証明書」の内容確認に必要な添付書類

受験資格や業務内容により、実務経験証明書とあわせて下記書類が必要となります。  
状況を確認のうえ、書類の添付が必要な場合は必ず提出してください。

※資格審査中、受験資格確認のため下記書類の他に別途書類を求める場合があります。  
依頼された場合は、円滑な書類手配・提出をしてください。

対象者	提出書類	提出にあたっての主な注意事項
証明者と受験申込者が同一（家族も含む）の場合	「開業許可書」 「認可書」 「届出書」 「業務委託契約書」 等の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設や事業所等の長又は代表者であることを客観的に証明できる書類の写しを添付してください。証明者の氏名及び開業日、事業開始日等が確認できる書類（公的機関に提出し受理されたもの）の提出が必要です。</li> <li>開業許可書等の書類は、実務経験証明期間を満たすものであることが必要です。</li> <li>社会福祉士や介護福祉士のように、その業務を行うにあたり許可、認可、届出制がなく、これらの証明書類を提出できない場合には、定期的（月次、年次）報告書や業務日誌も証明書類として認められます。</li> </ul>
同一の実務経験期間に複数の施設・事業所等で勤務があった者	「従事日数内訳証明書」 【注意】 実務経験証明書と同期間分が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>「従事日数内訳証明書」（様式第3号）の提出が必要な期間に見込期間が含まれている場合、従事予定日を見込んで作成してもらってください。</li> <li>なお、上記の場合は、平成25年10月23日（水）までに確定した「実務経験証明書」とともに、確定した「従事日数内訳証明書」を提出してください。</li> </ul>
受験資格コード401の者	医療相談員（MSW等）としての勤務を確認できる書類等	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療相談室等の設置状況、医療相談員の配置等が確認できる客観的な資料（組織図、職員事務分担表等）の提出が必要です。</li> </ul>
受験資格コード403の者	「確認証明書」 事業者の事業概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>「民間事業者によるサービス指針（ガイドライン）を満たすもの」（P13 別表2 ③受験資格コード：403 参照）に該当する場合は、各サービスごとに事業主から別に定める確認証明書に証明を受け、提出してください。 ただし、確認証明書の様式については、別途、請求してください。</li> </ul>
受験資格コード608の者	事業者の事業概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティア等の公的サービス以外のサービスを行う団体において介護等の業務を行っている者（P16 別表3 受験資格コード：608 参照）については、当該団体の概要及び市町村ボランティアセンター等に登録されている団体についてはその旨の書類（A4版）を添付してください。</li> </ul>

## 4 「受験申込書」（様式第1号）記入上の注意事項

- ・ 記入にあたっては、受験者本人が黒のボールペン等により、楷書で明確に記入し、該当項目に○印を付けてください。
- ・ 誤って記入した場合は、誤記入部分を二重線で消し、訂正してください。
- ・ 記入漏れのないように確認してください。
- ・ 書類に不備がある場合は、試験を受けられない場合があります。

### 《受験申込書 記載要領》

項目	注意事項
① 「※受付番号」 「※受験番号」	・ この欄は記入しないでください。
② 「氏名」	・ 戸籍（外国人登録原票）に記載の文字（漢字）を使用し、略字を用いたり不明確な書体を用いたりすることなく明確に自署（ゴム印不可）してください。 ・ また、枠内の分には必ずふりがなを付してください。
③ 「生年月日」	・ 該当する元号を○で囲み、年月日を記入してください。
④ 「性別」	・ 該当する数字を○で囲んでください。
⑤ 「住所」	・ 住民票に記載されている内容を正しく記入してください。 ・ 必ずふりがなを付し、市町村名、番地、○○様方・○号室など、正確に記入してください。 また、郵便番号、電話番号も忘れずに記入してください。
⑥ 「現在の勤務先」	・ 現在の勤務先を記入し、現在当該業務に従事していない場合は記入しないでください。 ・ 名称は、省略せずに記入してください。 ・ 住所は、実際に勤務されている事業所等の住所を記入してください。
⑦ 「業態種別コード」	・ P7を参照してください。
⑧ 「解答免除対象 国家資格名」	・ 免除対象となる国家資格等をすべて記入し、それを証する書類の写しをすべて添付してください。
⑨ 「国家資格コード」	・ P8の別表1を参照してください。
⑩ 「その他の資格等」	・ 該当する資格番号に○印を付けてください。
⑪ 「資格登録年月日」	・ 免許等の登録年月日を記入してください。
⑫ 「解答免除該当 区分」	・ P22の解答免除対象資格の区分を参照し、「甲・乙・丙」該当するものすべてに○印を付けてください。該当しない方は、「なし」に○印を付けてください。
⑬ 「実務経験内容」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格に関するもののみ記入し、特に要援護者に対する対人の直接的な援助を行っていた期間のみを記入してください。</li> <li>・ 勤務先等の名称、職種、従事期間、従事日数について記入し、その合計が受験資格を満たすことが必要です。</li> <li>・ 勤務先で証明された「実務経験証明書」（「実務経験見込証明書」）の内容を、職歴の古い順に転記してください。</li> <li>・ 記載された勤務先ごとに「実務経験証明書」または「実務経験見込証明書」を添付してください。 ※5か所以上の実務経験をあわせて受験資格を満たす場合は、「実務経験内容」の一行を2段に分けて経歴を記入してください。 ※同一施設内であっても異動・配置転換等により職種（業務内容）が変わった場合は、職種（業務内容）ごとに経歴を記入してください。 ※同一法人・会社が経営するものであっても、それぞれの事業所・職種ごとに記入してください。（実務経験証明書も事業所ごとに必要です。）</li> <li>・ 昨年度受験した方で、昨年受験票等を提出することにより実務経験証明書を省略する場合は、実務経験内容については、わかる範囲で記入してください。</li> </ul>
⑭ 「身体障害等による 受験への配慮の希望」	・ 該当項目に○印を付けてください。希望がある場合は、後日様式等を送付しますので、至急連絡してください。
⑮ 受験手数料 (7,000円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本要項に添付の専用払込取扱票を使用し、ゆうちょ銀行又は郵便局から払い込み、日附印欄に振替日付等が押印又は印字された「振替払込請求書兼受領証」（原本）又は現金自動預払機から出てきた「ご利用明細票（振替受付票）」（原本）を受験申込書（様式第1号）裏面の所定の場所に貼付してください。 ※払込手数料は、本人負担となります。 ※写しをとり、本人控えとしてください。 ※貼付がない場合、受験申込書は受け付けられません。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類及び受験手数料は返還しません。</li> <li>・ ただし、受験資格を有しないことなどにより受験申込書が受理されなかった場合は、受験手数料を返還します。なお、この際の返還金額は、受験手数料から手数料返還及び受験申込書類返送にかかる費用を差し引いた額となります。</li> </ul>



# 「受験申込書」 記入例

様式第1号

## 平成 25 年度富山県介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書

下記により介護支援専門員実務研修受講試験を受験したいので、関係書類を添えて申し込みます。  
 なお、私は受験資格を満たしており、この申込書及び添付書類のすべてについて事実と相違ありません。

平成 25 年 6 月 21 日

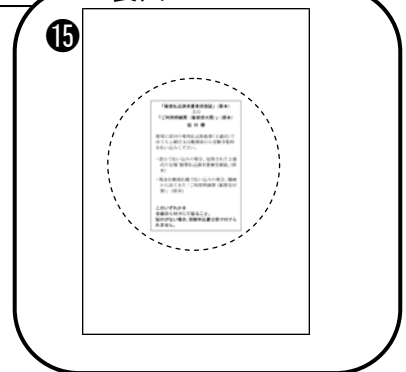
氏名 立山 花子  
 (氏名は自記しゴム印不可)

社会福祉法人富山県社会福祉協議会 会長 殿

1	※受付番号				
2	※受験番号				
2	ふりがな	たてやま はなこ			
2	氏名 (姓) 立山 (名) 花子	1. 大正 2. 昭和 35 年 8 月 1 日生 3. 平成			
2	性別	1. 男 2. 女			
5	住所	〒930-0094 富山県富山市安住町5番21号 TEL(076)432-6560			
6	現在の勤務先	ふりがな とやまろうじんほむ 名称 とやま老人ホーム 業態種別コード 5 職種 看護師			
8	住所	〒930-0095 富山県富山市富山11 TEL(076)432-6510			
9	解答免除対象国家資格名	国家資格コード	資格登録年月日	解答免除該当区分	
9	① 介護福祉士	120	昭和・平成 16 年 3 月 20 日	なし	
10	② 看護師	106	昭和・平成 21 年 3 月 31 日	甲	
10	③		昭和・平成 年 月 日	乙	
10	その他の資格	1. 社会福祉士主任任用資格 2. 介護職員初任者研修課程以上修了 3. 社会福祉施設長資格認定講習修了等	昭和・平成 15 年 3 月 1 日	丙	
13	実務経験内容 (上から古い順)	勤務先等の名称	職種	従事期間	従事日数
13	①	〇〇市社会福祉協議会	ホームヘルパー	昭(平)17年5月15日～昭(平)19年12月30日	312 日間
13	②	とやま老人ホーム	看護師	昭(平)21年4月1日～昭(平)25年5月31日	760 日間
13	③			昭・平 年 月 日～昭・平 年 月 日	日間
13	④			昭・平 年 月 日～昭・平 年 月 日	日間
13	⑤			昭・平 年 月 日～昭・平 年 月 日	日間
13	通算従事期間			5 年 9 カ月	1,072 日間
14	身体障害等による受験への配慮 (希望がある場合のみ記入)	肢体不自由・視覚・聴覚・その他 ( )			
14	連絡先 (電話番号)	自宅・携帯・勤務先 (090) 1234 - 5678			

※受験手数料 (7,000 円) は、要項に添付されている専用払込取扱票を使用し、ゆうちょ銀行又は郵便局から払い込みのうえ、振替払込請求書兼受領証 (原本) 又は現金自動預払機から出てきた「ご利用明細票 (振替受付票)」 (原本) を本書裏面の所定欄に貼付してください。貼付されていない場合、受験申込書は受け付けられません。

《裏面》



## 5 「実務経験証明書」（様式第2号）記入上の注意事項

### 〈受験を申し込む方へ〉

- ・ 実務経験証明書（実務経験見込証明書）は、平成25年度指定の様式（様式第2号）をコピーして使用してください。後日追加で提出が必要な場合もありますので、様式の原本は必ず保管してください。また、本頁『「実務経験証明書」記入上の注意事項』とP42『実務経験証明書 記載要領』をコピーして証明権限を有する方へお渡しください。
- ※ 複数の施設、事業所等の証明が必要な場合は、必要枚数をコピーしてお使いください。
- ・ 受験申込者が自書した場合、本証明書は無効となります。必ず証明権限を有する方からの証明を受けてください。（派遣社員の場合、実務経験証明書は、派遣元会社から派遣先施設等別に作成してもらってください。）
- ・ 個人開業等により証明者と受験申込者が同一の場合は、本実務経験証明書とあわせて、開業許可証、認可書等の写しを添付してください。（P37参照）
- ・ 受験申込書と実務経験証明書の氏名が異なる場合は、戸籍抄本（原本・6か月以内発行）を提出してください。
- ・ 同一の期間に複数の施設・事業所等に所属し証明を依頼する方は、実務経験証明書とあわせて「従事日数内訳証明書」（様式第3号）の作成を依頼してください。
- ・ 実務経験見込証明書を提出した方は、平成25年10月23日（水）までに確定した「実務経験証明書」の提出が必要です。提出がない場合、受験は「無効」になります。
- ・ 勤務先等へ証明書の作成を依頼する際には、必ず本要項の実務経験証明書に係る部分（受験資格（P5～P6）、受験資格コード（P8～P19）、記入上の注意事項（本頁）、記載要領（P42）、記入例（P43,P44））をあわせて提示してください。

### 〈証明権限を有する方へ（書類を作成される方へ）〉

- ・ 実務経験証明書（実務経験見込証明書）を作成する際は、受験資格、受験資格コード、記入上の注意事項を「平成25年度試験実施要項」で確認のうえ作成してください。（試験実施要項は、受験申込者が持っています。）
- ・ 証明者は、必ず被証明者（受験者）の業務従事状況を書類等で確認した上で証明を行ってください。
- ・ 実務経験見込証明書を発行する場合は、従事期間を最長平成25年10月12日（土）（試験日の前日）まで算入できます。後日、見込期間を超過し、受験資格を満たした時点で、被証明者（受験者）に対し、確定した内容で再度「実務経験証明書」の発行をお願いします。  
確定した「実務経験証明書」の被証明者からの提出期限は、平成25年10月23日（水）です。

※ 実務経験証明書について、虚偽の内容を証明した場合は、その受験は「無効」となります。

※ 証明内容が不備・不明な場合は、内容確認の問合せ・書類再提出等をしていただくことがあります。

## ■「見込」で受験申込される方へ

### 受験申込後の手続きのながれ

#### I 実務経験証明書

実務経験の基準日数、期間を満たした時点で、確定した「実務経験証明書」を改めて提出する必要があります。

- ◆手続き：① 確定した実務経験証明書を証明者に作成依頼してください。  
② ①で依頼し、証明者から受けとった「実務経験証明書」の原本を期限内に提出してください。

平成 25 年 10 月 23 日（水）までに確定した「実務経験証明書」（原本）の提出がない場合、受験資格を満たさなかったものとし、受験は無効となります。

※ 受験申込時に提出された書類一式は返却いたしません。

#### II 国家資格等別の添付書類

氏名変更や再発行等の手続きが完了次第、「免許証」「登録証」等の提出が必要です。

- ◆手続き：再発行や氏名変更等の手続きが完了した「免許証」「登録証」等の写しを、期限内に提出してください。

平成 25 年 10 月 23 日（水）までに手続きが完了した「免許証」「登録証」等の写しの提出がない場合、受験資格を満たさなかったものとし、受験は無効となります。

※ 受験申込時に提出された書類一式は返却いたしません。

#### III 共通〈I 実務経験証明書, II 国家資格等別の添付書類〉

##### ◆提出方法

下記提出先へ持参又は市販の封筒を使用し、封筒の表面に「見込確定書類在中」と記載のうえ、簡易書留郵便で郵送してください。FAXでの送付は受け付けられません。

- ※ 複数個所の実務経験（確定）と見込を併せた形で申込をしている場合は、見込部分の確定した「実務経験証明書」のみ提出してください。  
（確定部分の提出は不要）

##### ◆提出先

社会福祉法人富山県社会福祉協議会 富山県福祉カレッジ  
〒930-0094 富山市安住町5番21号 県総合福祉会館2階

##### ◆提出期限

平成 25 年 10 月 23 日（水）（試験実施後 10 日以内）

※期限以降到着のものは、いかなる理由があっても一切受け付けません。

《実務経験証明書 記載要領》

項目	注意事項
① 「実務経験証明」 「見込証明」	・ 確定している場合は、様式第2号—①を使用してください。 見込証明の場合は、様式第2号—②を使用してください。
② 「証明年月日」	・ 証明日を記入してください。証明日は受験申込書の申込年月日以前になります。
③ 「証明者名等」	・ 証明者とは、施設、事業所の長又は代表者であり、被証明者の勤務日数等を証明できる者（証明権限のある方）であることが必要です。証明は必ず証明権限のある方から受けてください。 ・ 証明者印は施設等の印（公印）を押印（被証明者の勤務日数等を証明できる職の者が代表となっている施設等印を押印）してください。 ・ 個人経営等で公印がない場合は、役所等に通常書類を提出する際に使用する個人印を使用してください。
④ 「氏名」	・ 受験する者の氏名を記入します。 ・ 過去に勤務した者の証明をする際、受験者が勤務当時旧姓であった場合には、その当時の姓で記入してください。
⑤ 「生年月日」	・ 該当する元号を○で囲み、年月日を記入してください。
⑥ 「本人住所」	・ 被証明者（受験者）の勤務時の住所を記入してください。
⑦ 「施設又は事業所名」	・ 被証明者（受験者）が勤務している（していた）施設等の名称を記入してください。 ・ 同一法人・団体等であっても勤務先施設・事業所等が複数ある場合は、各々の施設等毎に証明書を発行してください。
⑧ 「事業所番号」	・ 介護保険法に基づく指定事業所の場合は、事業所番号を記入してください。 （該当しない場合は空白）
⑨ 「要援護者に対して直接的な対人援助業務に従事した期間及び日数」	① ・ 実務経験被証明者が要援護者に対する対人の直接的な援助を行っていた期間を記入してください。（病休、育休期間を除いた期間） 現に勤務している施設又は事業所に係る期間については、就業日から証明日までの期間、前に勤務していた施設又は事業所に係る期間については、就業日から退職日までの期間を記入してください。 ・ 同一事業所かつ同じ業務内容であって、従業期間が不連続である場合は期間及び従事日数の欄は2段書き又は別葉にて証明書を作成してください。 ・ 実務経験を見込で証明する場合は、最大平成25年10月12日（試験日前日）まで算入可能です。
	② ・ 上記従事期間のうち、病休、育休等休職した期間を記入してください。
	③ ・ 上記(1)の従事期間のうち、実際に要援護者に対する対人援助業務に従事した日数（休日、休暇、病気、休職、出張、研修等で実際に業務に従事しなかった日を除いた日数）を記入してください。 ・ 日数の換算については、1日の勤務時間が短い場合についても1日勤務したものとみなします。
	④ ・ 被証明者が、過去に在籍していた場合は、「過去に在職」、現在も在籍していれば「現在就業中」のいずれか該当する方を、見込証明の場合は「現在就業中（見込み）」を○で囲んでください。 ・ 現在就業中の方で、実務経験の受験資格要件を試験日の前日までに満たす予定で受験を申込む場合は「見込受験」となります。様式第2号—②を使用してください。
⑩ 「業態種別」	・ P7にある業態種別を参考に具体的に記入してください。 （例：特別養護老人ホーム、訪問介護事業所 等）
⑪ 「職種名」	・ 施設・事業所等で従事している職種名を記入してください。（例：看護師、生活相談員 等）
⑫ 「受験資格コード」	・ P8～P19にある受験資格コードを記入してください。 国家資格に基づく場合は国家資格コードを記入してください。
⑬ 「業務内容」	・ 被証明者の具体的な業務内容を記入してください。 （例：特別養護老人ホームの介護職、一般病棟における看護業務、指定居宅サービス事業所のサービス提供責任者 等）
⑭ 「証明書作成連絡先」	・ 今後の問い合わせ先として担当者の所属、氏名、連絡先電話番号を記入してください。
その他	・ 証明内容を訂正した場合は、証明権者の職印を押印してください。

「実務経験証明書」 (様式第2号-①) 記入例

《切り取らず、コピーをして使用してください》

様式第2号-①

平成25年度富山県介護支援専門員実務研修受講試験

実務経験証明書



平成25年6月20日



社会福祉法人富山県社会福祉協議会 会長 殿

施設又は事業所の所在地 富山市富山11

名称 とやま老人ホーム

代表者氏名 富山 一郎



下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

4	氏名	立山 花子	生年月日	大正 昭和・平成 35年8月1日	5		
6	本人住所	〒930-0094 富山市安住町5番21号					
7	施設又は事業所名	とやま老人ホーム					
8	事業所番号	※介護保険の指定を受けている場合は事業所番号を記入してください。(該当ない場合は空白) 1612345678					
9	要援護者に対して直接的な対人援助業務に従事した期間及び日数	昭和・平成 21年4月1日 ~ 昭和・平成 25年5月31日 (3年2ヵ月) (病休、育休期間を除いた期間を記入してください。)			9-(1)		
		病休、育休等 休職した期間	昭・平 22年7月8日 ~ 昭・平 23年6月15日 (1年11ヵ月)		9-(2)		
		うち要援護者に対する対人の直接的な援助業務に従事した日数 (760日) (休日、休暇、病気、休職等で従事しなかった日を除いた日数を記入してください。)			9-(3)		
		過去に在職(退職等) ・ 現在就業中			9-(4)		
10	※1 業態種別	介護老人保健施設	※2 職種名	看護師	11		
12	※3 受験資格コード (国家資格に基づく場合は国家資格コード)	106					
13	※4 業務内容	介護老人保健施設での看護業務					
14	証明書作成連絡先	所属	総務部	担当者名	高岡	連絡先	(0766) 31-1111

※ 同一事業所かつ同じ業務内容であって、従業期間が不連続である場合は期間及び従事日数の欄は2段書き又は別葉にて証明書を作成してください。

※1 「業態種別」欄はP7にある業態種別を参考に具体的に記入してください。(例：特別養護老人ホーム 等)

※2 「職種名」欄は、施設・事業所等で従事している職種名を記入してください。(例：看護師、生活相談員 等)

※3 「受験資格コード」欄は、P8~P19にあるコードを記入してください。国家資格に基づく場合は国家資格コードを記入してください。

※4 「業務内容」欄は、被証明者の具体的な業務内容を記入してください。(例：特別養護老人ホームの介護職、一般病棟における看護業務、指定居宅サービス事業所のサービス提供責任者 等)

「実務経験見込証明書」(様式第2号-②) 記入例

《切り取らず、コピーをして使用してください》

様式第2号-②

平成25年度富山県介護支援専門員実務研修受講試験

実務経験見込証明書

平成25年6月20日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会 会長 殿

施設又は事業所の所在地 富山市富山00

名称 ヘルパーステーションあずみ

代表者氏名 介護 養子

印

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

4	氏名	福祉 太郎	生年月日	大正・昭和・平成 53年10月1日
6	本人住所	〒930-0094 富山市安住町5番21	見込での証明は、 最大平成25年10月12日 (試験日前日)まで 算入可能です。	
7	施設又は事業所名	ヘルパーステーションあずみ		
8	事業所番号	※介護保険の指定を受けている場合 (空白の場合は空白) 1687654321		
9	要援護者に対して直接的な対人援助業務に従事した期間及び日数	昭和・平成 20年9月1日 ~ 昭和・平成 25年10月12日 (4年8ヵ月) (病休、育休期間を除いた期間を記入してください。)		
		病休、育休等 休職した期間	昭・平 21年9月15日 ~ 昭・平 22年1月31日 (4年4ヵ月)	
		うち要援護者に対する対人の直接的な援助業務に従事した日数 (1,120日) (休日、休暇、病気、休職等で従事しなかった日を除いた日数を記入してください。)		
		現在就業中(見込み)		
10	※1 業態種別	訪問介護事業所	※2 職種名	訪問介護員
12	※3 受験資格コード (国家資格に基づく場合は国家資格コード)	604		
13	※4 業務内容	訪問介護サービス事業所の訪問介護員		
14	証明書作成連絡先	所属	担当者名	富山 連絡先 (076) 432-0000

※ 同一事業所かつ同じ業務内容であって、従業期間が不連続である場合は、期間及び従事日数の欄は2段書き又は別業にて証明書を作成してください。

※1 「業態種別」欄はP7にある業態種別を参考に具体的に記入してください。(例：特別養護老人ホーム等)

※2 「職種名」欄は、施設・事業所等で従事している職種名を記入してください。(例：看護師、生活相談員等)

※3 「受験資格コード」欄は、P8~P19にあるコードを記入してください。国家資格に基づく場合は国家資格コードを記入してください。

※4 「業務内容」欄は、被証明者の具体的な業務内容を記入してください。(例：特別養護老人ホームの介護職、一般病棟における看護業務、指定居宅サービス事業所のサービス提供責任者等)

## VII 受験上の注意

### 1 当日持参するもの



- ①受験票 ②鉛筆 ③プラスチック消しゴム

### 2 試験室における注意事項

- ①試験室への入室は、午前8時30分からとします。また、午前9時30分までに着席してください。
- ②遅刻者の入室許可は、試験開始後30分とし、それ以降は認めません。
- ③受験票は、係員が確認しやすいよう机の通路側の上に出しておいてください。
- ④試験中は、受験票、筆記用具（鉛筆、消しゴム）、時計、メガネ以外は机の上に置かないでください。
- ⑤試験問題の内容に関する質問には一切お答えしません。
- ⑥解答用紙の持ち帰りはしないでください。
- ⑦受験者は、係員の指示に従ってください。従わない場合は、退場を命じることがあります。
- ⑧受験に際して不正行為を行った者及び試験室内の秩序を乱す者等に対しては、退室を命じるとともに、受験を無効とする場合があります。
- ⑨解答用紙は、光学式読取機で採点しますので、以下の点に注意し解答してください。ただし、点字による受験者や文字解答による受験者を除きます。

- ・ 該当する欄をB又はHBの黒鉛筆で黒く塗りつぶすこと。
- ・ 解答用紙は、折り曲げたり、巻いたり、よごしたりしないこと。
- ・ 消しゴムは「プラスチック製消しゴム」を使用すること。

<記入例>

良い例	悪い例
	

- ⑩体調の不調等、不測の事態がある場合は、着席のまま手を挙げて試験監督員に申し出てください。
- ⑪退出時間は、試験開始後30分経過後とし、それ以前は認めません。
- ⑫受験者により試験終了時間が異なるため、試験終了者は他の受験者の迷惑にならないよう、「静かに」、「速やかに」帰ってください。

### 3 その他の注意事項

- ①試験会場への電話等は、相手方の迷惑となるので絶対しないでください。なお、試験会場の下見も認められません。
- ②試験室及び試験に関する場所以外はみだりに立ち入らないでください。
- ③試験室には、備品等が置かれていますが、破損、紛失のないよう注意してください。
- ④試験会場は禁煙です。
- ⑤ゴミはお持ち帰りください。
- ⑥受験票は持ち帰り、合否通知のあるときまで保管してください。

## VIII 受験資格等質疑応答集

- (1) 受験地に関すること Q1. ~Q2.
- (2) 実務経験に関すること Q3. ~Q21.
- (3) 提出書類に関すること Q22. ~Q29.
- (4) 実務経験証明書の省略（省略受験）に関すること Q30. ~Q32.
- (5) その他 Q33. ~Q36.

### (1) 受験地に関すること

**Q1.** 私は、受験資格に該当する特別養護老人ホームの生活相談員として、石川県内の施設で5年間かつ900日以上勤務しています。受験申込日現在、富山県在住ですが、受験地はどちらになりますか。

**A** 受験地は、受験申込日現在、受験資格に該当する業務の勤務地によって決まります。 富山県受験となるのは、受験申込日現在、(1) 富山県内で受験資格に該当する業務に従事している場合、もしくは、(2) 受験資格に該当する業務に従事していないが富山県在住の場合です。設問の場合は、石川県内で受験資格に該当する業務に従事しているので、石川県受験となります。

**Q2.** 私は、看護師として、富山県内にある派遣会社に登録し、石川県の病院に派遣され勤務しています。受験地はどちらになりますか。

**A** 受験資格に該当する業務を石川県内で行っているため、石川県受験となります。

### (2) 実務経験に関すること

**Q3.** 私は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する居宅介護事業者においてサービス提供責任者として従事していますが、受験資格はありますか。

**A** ありません。介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格では、介護保険法上またはそのサービスに相当するサービスに係る業務を行っている事業者(別表2の③の402、403参照)におけるサービス提供責任者でなければ受験資格はありません。

**Q4.** 私は、知的障害児通園施設において、児童指導員で3年、介護業務で2年従事していました。受験資格に該当しますか。

**A** 知的障害児通園施設は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第49条第1項に該当せず、受験資格に該当しません。また、上記基準第49条第1項には自閉症児施設も該当しません。

**Q5.** 私は、看護師として4月1日に病院に採用され勤務していますが、看護師免許証に記載された免許交付日が4月28日の場合、実務経験として、いつから算入できますか。

**A** 免許証交付日前の期間は算入できません。 実務経験として算入できるのは4月28日からとなります。なお、登録日以前から准看護師の資格を持って看護業務を行っている場合については、看護師の免許証と合わせて准看護師の免許証を提出していただくことで、期間算入ができます。  
※ 受験資格に該当する国家資格等に基づく業務は、全て資格の登録年月日以降からの期間算入となります。

**Q6.** 私は、看護師として5年間、病院で看護業務を行ってききましたが、その間に1年間育児休業を取得しました。この期間の取り扱いはどうなりますか。

**A** 育児休業、病気休業、介護休業等の期間については、従事期間の算入対象とはなりません。ただし、産前産後休暇は従事期間の算入対象となります。



**Q7.** 私は、病院でMSW（メディカルソーシャルワーカー）として10年以上勤務していますが、国家資格等を持っていません。この場合、受験資格はありますか。

- A** 現在の状況では受験資格はありません。受験資格コード401に該当する業務の場合は、以下のア～エのいずれかの要件を満たす方、または試験日前日までに満たすと見込まれる方が受験の対象者となります。
- ア 社会福祉主事任用資格を取得した方
  - イ 介護職員初任者研修課程若しくは実務者研修又はこれらに相当する研修を修了した方
  - ウ 「別表1」に掲げる国家資格等を取得した方
  - エ 「別表2」の①又は②に掲げる相談援助業務に1年以上従事した方

**Q8.** 私は、病院で医療事務をしながら、必要に応じて、患者やその家族からの簡易な相談に対応しています。受験資格コード401に該当しますか。

- A** 受験資格コード401は、当該医療機関において、医療相談室等が設けられ、そこに医療相談員（MSW、PSW等）として配置されている方が該当します。よって、医療事務（受付・案内・カルテ作成補助・診療報酬明細書作成等）は受験資格に該当しません。

**Q9.** 私は、何も資格を持たないで、一般病棟で看護補助（介護）業務に5年以上従事しています。受験資格に該当しますか。

- A** Q16.と同様に、一般病棟であっても看護補助の業務に従事している場合であって、その主たる業務が介護等の業務である場合は、実務経験として算入できます。ただし、P5（2）の表中C①～④の資格等をお持ちでない場合は、「10年以上かつ1800日以上の実務経験」が必要となります。

**Q10.** 私は、薬剤師の免許を持ち、製薬会社で5年間、医薬品の研究業務を行っています。この場合、受験資格に該当しますか。

- A** 国家資格を有していても、教育業務、研究業務、事務、営業など要援護者に対する直接的な対人援助業務を行っていない期間は、受験に必要な実務経験として認められません。よって、この場合は受験することができません。
- なお、薬剤師の業務は、調剤・医薬品の供給等をつかさどること（薬剤師法第1条）とされていますので、薬局での処方箋による調剤業務、薬店での一般用医薬品に対する薬事指導を行う場合については受験資格に該当し、化粧品・雑貨等の販売のみを行っている場合については受験資格に該当しません。

**Q11.** 私は、栄養士の免許を持ち、民間企業の社員食堂で献立作成や調理をしています。この場合、受験資格に該当しますか。

- A** 栄養士の業務は、栄養指導に従事する者とされています（栄養士法第1条）。献立作成やメニュー開発、調理業務、食器衛生管理は要援護者に対する直接的な対人援助業務でないため、受験に必要な実務経験として認められません。

**Q12.** 私は、栄養士の免許を持ち、派遣会社から栄養士として病院に派遣され勤務しています。この場合、受験資格に該当しますか。

- A** 栄養士の業務は、栄養指導に従事する者とされています（栄養士法第1条）。よって、派遣会社と病院との派遣委託契約において、その契約した業務内容に患者等への栄養指導・栄養管理等が含まれていることを確認できる場合は、実務経験に算入することができます。ただし、この場合は、実務経験証明書の他に、派遣先での業務が、栄養指導・栄養管理を含む国家資格に基づく直接的な対人援助業務であることが確認できる書類（委託契約書の写し等）の添付が必要です。

**Q13.** 私は、県内に多数営業所を開設している民間のマッサージサロンで、あん摩マッサージ指圧師として勤務しています。この場合、受験資格に該当しますか。

- A** 勤務しているマッサージサロンが管轄保健所に、あん摩マッサージ指圧の施術所として届出を行っている場合は、受験資格に該当します。受験申込みの際には、実務経験証明書の他に、「施術所開設届」の写し（保健所の収受印が押されたもの）を添付してください。

**Q14.** 私は、訪問介護事業所で登録ヘルパーとして勤務しています。業務は生活援助ですが、現場では必要によって身体介護も行っています。この場合、実務経験として算入できますか。

**A** 実務経験として算入できるのは、従事者（受験申込者）の主観ではなく、業務報告書などの客観的な資料により介護業務として証明される場合に限られます。

**Q15.** 私は、訪問介護事業所の管理者兼事務職として、従事者の管理の他、利用者や家族からの電話を受け、利用にあたっての聴取、病院等の紹介の業務を行っています。この場合、受験資格コード402の相談援助業務・連絡調整業務に該当しますか。

**A** 受験資格コード402は、介護保険法に基づく指定を受けた402に掲げる事業所の相談援助業務・連絡調整業務に携わっている方の該当コードになります。専らの業務が管理者業務（従事者及び業務の管理）の場合や、事務職として、業務の一環で利用者の電話対応・簡易相談を行っている場合等は、受験資格コード402には該当しません。

**Q16.** 私は、介護職員初任者研修課程（旧訪問介護員に関する2級課程）を修了しており、病院で看護補助（介護）業務に5年以上従事しています。受験資格に該当しますか。

**A** 病院等において看護補助の業務に従事している場合であって、その主たる業務が介護等の業務である場合は、実務経験として算入できます（受験資格コード607）。ただし、ベッドメイキングや検体の運搬などの間接的な業務、透析治療・血圧測定補助など医療業務補助は、受験資格に該当しません。業務内容等を確認してお申し込みください。

**Q17.** 私は、複数の訪問介護事業所で登録ヘルパーとして勤務していますが、この場合、従事期間及び従事日数の取扱いはどうなりますか。

**A** 同一の期間内に複数の事業所で勤務しているような場合には、重複している従事期間は通算できませんが、従事日数は算入することができます。ただし、1日に2か所で勤務しているような場合の従事日数は1日としてしか算入されません。同一の期間内に複数の事業所で勤務している場合は、「従事日数内訳証明書」をそれぞれの事業所から証明してもらい、「実務経験証明書」とあわせて提出してください。重複して勤務している日を確認した上で、従事日数を確定します。

**Q18.** 私は、保健師の資格を持ち、市役所の介護保険課の非常勤職員として、介護保険の認定調査員をしています。受験資格に該当しますか。

**A** 認定調査業務は、要援護者に対する直接的な対人援助ではないため、受験資格に該当しません。また、保健師の本来業務ではないため、「保健師」としての受験もできません。

**Q19.** 私は、介護福祉士及び社会福祉主事任用資格を持ち、市役所の高齢福祉課の非常勤職員として、高齢者住宅の入居相談員をしています。受験資格に該当しますか。

**A** 高齢者住宅入居相談業務は、受験資格に該当しません。この他にも、市町村役場の高齢福祉課等の窓口での相談業務は、実務経験に算入できません。ただし、当該組織が地域包括支援センター等の設置をしており、受験資格コード209又は242の業務に該当している場合、福祉事務所未設置町村の老人福祉担当職員で受験資格コード301に該当する場合（主として受験資格コード207に準じた相談援助業務に携わっている場合）は、実務経験に算入することができます。

**Q20.** 受験申込みにあたり、これまでの実務経験すべてを申告する必要がありますか。

**A** 受験資格を満たす範囲で実務経験証明書を提出いただければ、すべての実務経験を申告いただく必要はありません。

**Q21.** ボランティア団体で介護業務を行っていた場合、受験資格に該当しますか。

**A** ボランティア等公的サービス以外のサービスを行う団体において介護等の業務を行っている場合は、受験資格コード608（カ）に該当します。団体代表者が発行した実務経験証明書に、（1）団体概要（団体名、発足日、活動内容（介護）が記載された書類）、（2）ボランティアセンター等に団体として登録していることが確認できる書類（登録票の写し等）を添付してください。

### (3)提出書類に関すること

**Q22.** 平成 25 年度より前に証明された「実務経験証明書」を提出した場合、実務経験期間として算入できますか。

**A** 原則的には平成 25 年度富山県介護支援専門員実務研修受講試験「実務経験証明書」を提出していただかなくてはなりません、事業所の廃止等により申込現在において実務経験証明書の証明者が不在の場合については、Q24.を参照ください。

**Q23.** 私は、資格取得後に姓が変わったため、受験申込書と免許証に記載された姓が異なっています。どうしたらよいですか。

**A** 婚姻等により、受験申込書と各種提出書類の姓が異なっている場合には、その経過がわかる戸籍抄本（原本・6か月以内発行のもの）を添付してください。

**Q24.** 勤務していた事業所（法人）が廃業してしまったために、実務経験証明書が発行してもらえない場合は、どうすればよいのですか。

**A** 施設、事業所等の廃業及び統廃合等により、実務経験証明書の発行が困難な場合については、給与明細書、雇用契約書、受験年度以前に作成された実務経験証明書及び受験年度以前の受験票等を提出していただければ、実務経験として算入可能です。詳しくは、福祉カレッジまでお問い合わせください。

**Q25.** 看護師の合格通知があるので、これを免許証に代えて提出しても大丈夫でしょうか。

**A** 看護師免許は、「看護師籍」に登録された時点で資格を取得したことになりますので、合格通知では認められません。登録後の免許証の写しを必ず提出してください。免許証に裏書きがある場合には、両面ともコピーをして、必ずその部分も提出してください。他の国家資格等も同様です。

**Q26.** 私は個人開業で鍼灸院を営んでいます。実務経験証明書の証明はどうすればよいですか。

**A** 個人開業のように、証明者と受験申込者が同一の場合には、本人が発行する実務経験証明書とあわせて、保健所等が発行する開業許可証、開設届等（開設地・開設年月日のわかる書類）の写しを添付してください。なお、介護保険の指定事業所開業において、証明者と被証明者（受験者）が同一の場合は、都道府県知事・区市町村長が発行した指定通知書の写しを添付してください。

**Q27.** 私は、特別養護老人ホームで介護業務に3年間従事したあと、異動により生活相談員として相談援助業務に2年間従事しました。勤務先は同じですが、実務経験証明書は2枚必要ですか。

**A** 同一施設内で職種変更があった場合は、実務経験証明書の業務内容欄に、職種名・その職種における従事期間・従事日数・職務内容が詳細に記載されていれば、1枚の実務経験証明書でかまいません。ただし、同一法人・同一会社内であっても、複数の施設・事業所等を異動している場合は、お手数ですが、それぞれの施設・事業所ごとに実務経験証明書を作成してください。

**Q28.** 介護福祉士の登録証を紛失し、現在再発行申請中のため、受験申込みまでに間に合いません。どうしたらよいですか。

**A** 再発行の手続きを行ったことがわかる証明書を添付してください。例えば、再発行申請書の写しや、発行元が再発行申請書を受け取ったことを証する書類（受理証等）の写しです。なお、試験は『見込み』での受験申込みになりますので、登録証が届きましたら、速やかに、その写しを簡易書留郵便にて提出してください。提出期限までに書類の提出がなかった場合は、受験資格を満たさなかったものとして、受験は無効になりますので、ご注意ください。（平成 25 年度の提出期限は、平成 25 年 10 月 23 日（水）※当日消印有効です。）

**Q29.** 3か所の事業所から実務経験を証明してもらいましたが、従事期間は1ヶ月未満を切り捨てたので、通算すると4年11ヶ月になってしまいました。日数は900日以上ありますが、受験できませんか。

**A** それぞれの事業所での従事期間で1ヶ月未満として切り捨てた日数については、合計して30日あれば1ヶ月とみなします。したがって、3か所の従事期間の端数を合計して30日以上あれば5年とみなされ受験できます。

#### (4)実務経験証明書の省略(省略受験)に関すること

**Q30.** 私は昨年度、富山県で受験しましたが、同じ法人内で異動となり、申込現在の勤務地は石川県です。富山県で省略受験はできませんか。

**A** 申込時点での勤務先が石川県の場合、受験地要件を満たさないため、富山県で受験はできません。石川県で受験手続きを行ってください。

**Q31.** 私は昨年度、他県で受験しましたが、現在富山県で勤務しているため、今年度の受験地は富山県となります。昨年度の不合格通知の添付で富山県において省略受験をすることはできますか。

**A** 他県で受験した際の不合格通知では、富山県で省略受験をすることはできません。必ず実務経験証明書を提出してください。

**Q32.** 私は一昨年度、富山県で受験しましたが、不合格通知も受験票も紛失してしまいました。再発行をしてもらって省略受験をすることはできますか。

**A** 省略受験が可能となるのは、昨年度の試験のみです。また、試験結果通知及び受験票の再発行は一切できませんので、再度実務経験証明書を提出してください。

#### (5)その他

**Q33.** 受験申込後、婚姻により姓及び住所が変更になりました。届出は必要ですか。

**A** 受験申込後に氏名、住所等の変更が生じた場合は、試験会場にて変更内容を届け出てください。届け出方法は、試験当日会場で案内します。

**Q34.** 私は、看護師と介護福祉士の資格を持っていますが、看護師としての実務経験しかありません。この場合、「保健医療サービスの知識等(基礎)」の部分しか解答免除になりませんか。

**A** いいえ。解答免除は、実務経験の有無ではなく、持っている国家資格により判断されます。よって、設問のように「医療系」「福祉士系」2種類の国家資格をお持ちの場合は、「保健医療サービスの知識等(基礎)」と「福祉サービスの知識等」の両方が解答免除になります。

**Q35.** 受験手数料を払込後、受験資格を満たしていないことが判明しました。受験申込みは、まだしていません。受験手数料は返還してもらえますか。

**A** 介護支援専門員実務研修受講試験担当まで連絡をください(電話:076-432-6560)。「振替払込請求書兼受領証」(原本)又は「ご利用明細票(振替受付票)」(原本)を提出いただける場合のみ、返還が可能となります。

**Q36.** 受験手数料を勤務している事業所が払ってくれることになりました。この場合、受験手数料払込の氏名は事業所名でもよいのですか。

**A** 審査時に受験者氏名と受験手数料払込者の氏名の確認を行いますので、必ず受験者氏名で払込をしてください。なお、払込の際には、必ず要項に添付の専用払込取扱票を使用して手続きしてください。

## Ⅸ 実務研修の概要

介護支援専門員実務研修の手続き方法、コース日程、内容、研修会場等の詳細は、合格者に対して試験結果通知書発送時にご案内します。

### 1 対象者

実務研修受講試験の合格者

### 2 目的

介護支援専門員として必要な知識、技能を有する介護支援専門員の養成を図ることを目的とします。

### 3 実施主体

富山県（委託先：社会福祉法人富山県社会福祉協議会 富山県福祉カレッジ）

### 4 受講案内

実務研修受講試験合格通知とともに、研修受講案内を送付します。

### 5 受講者負担金

受講手数料 17,000円 及び テキスト代 5,000円（見込み）

- ・受講手数料は、研修受講案内時に送付する研修受講申込書に富山県収入証紙を貼付していただきます。
- ・研修テキストは、研修初日に購入いただきます。
- ・交通費等は各自の負担となります。

### 6 研修日程表

研 修		日 程		
		Aコース		Bコース
前 期	1日目	12月20日（金）		
	2日目	1月9日（木）	1月16日（木）	
	3日目	1月10日（金）	1月17日（金）	
	4日目	1月15日（水）	1月20日（月）	
実 習		1月16日（木）～2月12日（水）		
後 期	5日目	2月24日（月）	2月26日（水）	2月27日（木）
	6日目	2月28日（金）		3月4日（火）
	7日目	3月5日（水）		3月6日（木）

- \* コースはあらかじめ指定します。
- \* 初日はAコース、Bコース合同の研修となります。
- \* 実習内容：居宅サービスを利用されている方に協力をいただき、協力者の方と日程調整の上、各自で①認定調査の実施、②課題分析、③サービス計画作成、④社会資源調査、⑤事例検討表作成等を実施します。

## X 申請書等様式

- ・ 様式第 1 号 平成 25 年度富山県介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書
- ・ 様式第 2 号－① 実務経験証明書
- ・ 様式第 2 号－② 実務経験見込証明書
- ・ 様式第 3 号 従事日数内訳証明書
- ・ 様式第 4 号 写真台紙及び受験票

平成25年度富山県介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書

下記により介護支援専門員実務研修受講試験を受験したいので、関係書類を添えて申し込みます。  
 なお、私は受験資格を満たしており、この申込書及び添付書類のすべてについて事実と相違ありません。

平成25年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_  
 (氏名は自記しゴム印不可)

社会福祉法人富山県社会福祉協議会 会長 殿

※受付番号						
※受験番号						
ふりがな		1. 大正 2. 昭和 年 月 日生 3. 平成			1. 男 2. 女	
氏名	(姓) _____ (名) _____					
住所	〒 _____ TEL( ) _____					
現在の勤務先	ふりがな		業態種別コード		職種	
	名称					
	住所	〒 _____ TEL( ) _____				
	住所	〒 _____ TEL( ) _____				
解答免除対象国家資格名		国家資格コード	資格登録年月日		解答免除該当区分	
①			昭和・平成 年 月 日		なし ・ 甲 ・ 乙 ・ 丙	
②			昭和・平成 年 月 日			
③			昭和・平成 年 月 日			
その他の資格	1. 社会福祉主事任用資格 2. 介護職員初任者研修課程以上修了 3. 社会福祉施設長資格認定講習修了等		昭和・平成 年 月 日			
実務経験内容 (上から古い順↓)	勤務先等の名称		職種	従事期間		従事日数
	①			昭・平 年 月 日～昭・平 年 月 日		日間
	②			昭・平 年 月 日～昭・平 年 月 日		日間
	③			昭・平 年 月 日～昭・平 年 月 日		日間
	④			昭・平 年 月 日～昭・平 年 月 日		日間
	⑤			昭・平 年 月 日～昭・平 年 月 日		日間
		通算従事期間		0 年 カ月		日間
身体障害等による受験への配慮 (希望がある場合のみ記入)			肢体不自由・視覚・聴覚・その他 ( )			
連絡先(電話番号)			自宅・携帯・勤務先 ( ) _____			

※受験手数料(7,000円)は、要項に添付されている専用払込取扱票を使用し、ゆうちょ銀行又は郵便局から払い込みのうえ、振替払込請求書兼受領証(原本)又は現金自動預払機から出てきた「ご利用明細票(振替受付票)」(原本)を本書裏面の所定欄に貼付してください。  
 貼付されていない場合、受験申込書は受け付けられません。

「振替払込請求書兼受領証」(原本)  
又は  
「ご利用明細票(振替受付票)」(原本)  
貼付欄

要項に添付の専用払込取扱票(2連式)で  
ゆうちょ銀行又は郵便局から受験手数料  
を払い込みください。

- ・窓口で払い込みの場合、返却された2連  
式の右端「振替払込請求書兼受領証」(原  
本)
- ・現金自動預払機で払い込みの場合、機械  
から出てきた「ご利用明細票(振替受付  
票)」(原本)

このいずれかを  
全面のり付けにて貼ってください。  
貼付がない場合、受験申込書は受け付けら  
れません。



《切り取らず、コピーをして使用してください》

様式第2号-①

平成25年度富山県介護支援専門員実務研修受講試験

## 実務経験証明書

平成25年 月 日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会 会長 殿

施設又は事業所の所在地

名称

代表者氏名

印

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

氏名		生年月日	大正・昭和・平成	年	月	日
本人住所	〒 -					
施設又は事業所名						
事業所番号	※介護保険の指定を受けている場合は事業所番号を記入してください。(該当ない場合は空白)					
要援護者に対して直接的な対人援助業務に従事した期間及び日数	昭和・平成 年 月 日 ~ 昭和・平成 年 月 日 ( 年 カ月) (病休、育休期間を除いた期間を記入してください。)					
	病休、育休等 休職した期間	昭・平 年 月 日 ~ 昭・平 年 月 日 ( 年 カ月)				
	うち要援護者に対する対人の直接的な援助業務に従事した日数 ( 日) (休日、休暇、病気、休職等で従事しなかった日を除いた日数を記入してください。)					
	過去に在職(退職等) ・ 現在就業中					
※1 業態種別			※2 職種名			
※3 受験資格コード (国家資格に基づく場合は国家資格コード)						
※4 業務内容						
証明書作成連絡先	所属		担当者名		連絡先	( ) -

※ 同一事業所かつ同じ業務内容であって、従業期間が不連続である場合は、期間及び従事日数の欄は2段書き又は別葉にて証明書を作成してください。

※1 「業態種別」欄はP7にある業態種別を参考に具体的に記入してください。(例：特別養護老人ホーム 等)

※2 「職種名」欄は、施設・事業所等で従事している職種名を記入してください。(例：看護師、生活相談員 等)

※3 「受験資格コード」欄は、P8~P19にあるコードを記入してください。国家資格に基づく場合は国家資格コードを記入してください。

※4 「業務内容」欄は、被証明者の具体的な業務内容を記入してください。(例：特別養護老人ホームの介護職、一般病棟における看護業務、指定居宅サービス事業所のサービス提供責任者 等)

《切り取らず、コピーをして使用してください》

様式第2号-②

平成25年度富山県介護支援専門員実務研修受講試験

## 実務経験見込証明書

平成25年 月 日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会 会長 殿

施設又は事業所の所在地

名称

代表者氏名

印

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

氏名			生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日	
本人住所	〒 ー				
施設又は事業所名					
事業所番号	※介護保険の指定を受けている場合は事業所番号を記入してください。(該当ない場合は空白)				
要援護者に対して直接的な対人援助業務に従事した期間及び日数	昭和・平成 年 月 日 ~ 昭和・平成 年 月 日 ( 年 カ月) (病休、育休期間を除いた期間を記入してください。)				
	病休、育休等 休職した期間	昭・平 年 月 日 ~ 昭・平 年 月 日 ( 年 カ月)			
	うち要援護者に対する対人の直接的な援助業務に従事した日数 ( 日) (休日、休暇、病気、休職等で従事しなかった日を除いた日数を記入してください。)				
	現在就業中 (見込み)				
※1 業態種別			※2 職種名		
※3 受験資格コード (国家資格に基づく場合は国家資格コード)					
※4 業務内容					
証明書作成連絡先	所属		担当者名		連絡先 ( ) ー

※ 同一事業所かつ同じ業務内容であって、従業期間が不連続である場合は、期間及び従事日数の欄は2段書き又は別葉にて証明書を作成してください。

※1 「業態種別」欄はP7にある業態種別を参考に具体的に記入してください。(例：特別養護老人ホーム 等)

※2 「職種名」欄は、施設・事業所等で従事している職種名を記入してください。(例：看護師、生活相談員 等)

※3 「受験資格コード」欄は、P8~P19にあるコードを記入してください。国家資格に基づく場合は国家資格コードを記入してください。

※4 「業務内容」欄は、被証明者の具体的な業務内容を記入してください。(例：特別養護老人ホームの介護職、一般病棟における看護業務、指定居宅サービス事業所のサービス提供責任者 等)

